

平成21年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年3月11日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環 境 経 済 部 長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	川端 良雄
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長	中島 宗七
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次
企画財政課長補佐 竹中 宏

総務課長 川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二
書記 吉川 加代子
事務局次長 井狩 重則
書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様に配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第8番、矢野隆行君、第9番、梶山幾世君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（河野 司君） 日程第3、昨日に引き続き代表質問を行います。発言順位は昨日報告したとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、ネットワーク野洲、第7番、西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 皆さん、おはようございます。私は7番、西本俊吉です。議長の許しを得ましたので、ただいまからネットワーク野洲を代表し、質問をさせていただきます。

さて、山仲市長が昨年11月に就任され、4カ月余りが経過しました。市長選を通じまして皆さんとの約束されたマニフェスト「もっと野洲21計画」に基づき、日夜ご尽力いただいていることに対し、心から敬意を払います。

野洲の未来を担って船出された直後に発生しましたアメリカのサブプライムローンに端を発した不況の嵐は今や全世界同時不況となり、我が日本国内においても景気が悪化の一途をたどっています。その結果、企業は生産調整に入り、派遣社員、外国人労働者、パート勤務者などの不安定労働者の雇いどめや契約切れなどによる解雇を実行し、勤労者を取り巻く生活環境は一段と厳しくなっています。また、企業の減収により、地方自治体は法人市民税の大幅な落ち込みなどの数多くの財政不安材料が出てきております。ネットワーク野洲は何よりも市民の生活が大事と考え、このようなときにこそ市長を先頭に行政の底力を発揮すべきときと考え、市政の今後に期待するものです。

本題の質問に入らせていただきます。

中期財政健全化計画と財政の見通しについて伺います。市は法人市民税の急激な落ち込みにより、平成20年度予算案で9億5,000万円の減収補てん債が組まれた状況、また、21年度一般会計予算案も市民税の大幅な減収見込みから、歳入歳出160億1,100万円と前年比13億4,300万円、率にしてマイナス7.7%の緊縮予算案が計上されています。今後の財政計画、課題に一抹の不安を感じます。総合発展計画に基づく事業計画並びに財政健全化計画の中期的な見通しと財政面において厳しい状況ですが、市長が掲げてこられたマニフェストの実現や市民からの要望に対し、どのような方向性を持って今後対応されていこうとされているのかお伺いいたします。

次に、IT産業を中心とした工場等の誘致計画について伺います。企業立地促進法に基づく本市のIT産業の誘致計画に関して、企業誘致は言うまでもなく、雇用の拡大や本市の法人市民税の安定した増収施策として、まちの活性化策として大いに期待するところで

あります。100年に一度と言われる世界的な景気の後退の中で、企業誘致や現在進められつつある大手企業の建設も計画どおり進まないのではないかと市民の皆さんからも心配する声が寄せられています。旧IBMの跡地における大手2社の建設の進捗と操業開始の計画及び企業立地促進法による企業誘致の見通しについて伺います。

企業誘致については我々も一定の理解をしておりますが、最近市民の皆さんからは、市三宅地先の開発については農地としてのほ場整備が完了している美田として、また、環境面からの自然な田園空間として残せないかとの声があります。さらに、近い将来には世界的な食料不足が予想されることから、現状を保ち、農地としての利用を継続すべきとの意見等が寄せられています。このようなお声に対して市民の皆さんとの対話を中心に、市民の皆さんが納得できる説明や計画を提示する必要があると考えますが、これについてのご見解を伺います。

次に、市民生活の安全と安心に関して質問します。昨年6月議会において一般質問に対する答弁の中で、市内の全域を職員全員が職域を越え、危険箇所の発見と定期的な点検実施を行うとの答弁がありました。その点検内容と改善された事例についてお伺いいたします。

次に、この課題に関して常から感じている交通危険箇所や防犯対策について若干具体的に伺いたいと思います。

1、県道。木部野洲線、151号線だっただと思うのですが、この竹生口交差点は守山から旧道を久野部に向かって交差点内の両サイドに小中学生のスクールゾーンとしての横断歩道が設けられております。しかし、比江方向から市三宅に向かう方向は両サイド共に横断歩道がありません。この道路は日常、通勤、通学の方々や、また市内の散歩される方々など多くの市民が利用されている交差点で、なぜ今日まで横断歩道が設置されていないのか、私は不思議にすら感じるところでございます。

もう一点、交通対策なんですけれども、県道大津能登川彦根線、中ノ池川橋上部分の歩道は前後の歩道に対して歩道が極端にアップして高くなり、また、その歩道幅も極端に狭くなっています。野洲駅の方へ向かわれる通勤等の自転車と、通学路として野洲北中学校に向かう生徒の自転車がまともに対向できず、何度か生徒がマウンドアップの歩道から車道にぼんと飛び出すというような危険性を通行中のドライバーから指摘を受けております。この距離的には短いのですが、工法的には若干困難さもあるかも知れませんが、やはり市民の安全のためにはこの点について改善する計画をお持ちなのかどうかお

伺いたいと思います。

あともう一点、市内中学校に通学する生徒が下校するとき、クラブ活動等を行って、冬場、非常に暗がりのところを下校するような状況があります。複数であれば何とか対応ができるかも知りませんが、単身で登下校し、非常に危険であるとの指摘を受けております。通学路の防犯対策を行い、安心なまちにしていく必要があると考えますが、市として現状からさらなる防犯面の予防に向けて対策を立てていただきたい、そのような見解からご答弁をお願いしたいと思います。

次に、市内循環バスについて伺います。5年前、合併により野洲市が誕生し、今日まで市民の足として循環バスの運行が行われております。このバスを利用される市民の皆さんからは率直にありがたいというような感謝の声も聞きますが、現在のコースと、そして経済性に対する、また逆の見方をされる市民も多くおられます。過去5年間の循環バスの利用実績と運行コースの見直しを予定されているのか否か、この点について、また、計画があるとするならば、その対象地域がどのような状態で検討されているのか伺いたしたいと思います。

次に、子育て支援について質問します。市民の安定した生活を守る観点から、子育て支援に関する福祉施策として保育園の3歳未満児の受け入れ体制の強化が望まれています。この4月から入所予定の平成21年度の募集状況と保育園の定数の拡大状況をお伺いたしたいと思います。

2番目に、現在市内幼稚園では応援を、子育て支援の見地から預かり保育、延長保育とも言いますが、これを実施しておりますが、今後、教育と福祉を兼ね備えた認定子ども園に移行し、施設を開設していく予定があるのかお尋ねします。あるとするならば、その対象はどこにあるのか、あわせて伺いたしたいと思います。

次に、高齢者の安心生活についてお尋ねします。人生誰しもがやはり幸福でありたいと思うのは、これは何人も同様であると思います。しかしながら、いろんな社会・家庭状況におきまして、その満足度、いろんな部分においては個人差が生じてくるのは、これはやむを得ないことだと思います。しかしながら、高齢者の皆さんが安心して日常生活を送られるためには、やはり何としても物、金につられない、人と人のぬくもりがある取り組みが求められるのではないのでしょうか。そういう意味から、市政におきましてもいろんな縦割りのハードな部分のみならず、高齢者のある意味ではかゆいところに手の届くような、そういう思いを持ったぬくもりのある市政が今後必要となってくると思います。

そういう意味から、高齢者に対しまして生活相談専用のホットライン的なそういうようなシステムを設け、生活全般の困っておられること、または、いわば孤独で誰かに話したいと思われたときに、そのホットライン等を使って心の寂しさを含めたそういうものを解決する、そういう温かみのある行政施策が求められていると思います。この課題に対しまして市はどのようにお考えか伺います。

次に、医療体制についてであります。人間誰しも思わぬときに病気になり、またけがをし、いろいろな状態が起こります。これはやむを得ないことですが、今日医師不足、また医療体制の地域格差、いろいろなことが社会問題として出ております。本市の地域医療の核である野洲病院と市内で開業されておられます開業医さんとの連携、それぞれが営業を目的とされている部分が多面にありますので、すべてイコールというわけにはいかないかもわかりませんが、医療面からの市民生活の大きな安心につながるこの医療体制の連携というのですか、これについて市はどのように考えておられるのか。現在の一定の部分での連携をとられていることは私も承知しておりますが、さらに密度を高め、いわば地域の中核としての野洲病院の位置付け、そして身近なところで安心できる医療体制、そのための開業医さんと受診者とのコミュニケーション、こういうものも図っていく必要があるかと思っておりますので、この点について市の医療体制に対する今後の方向性、そういうものについてお伺いしたいと思います。

以上、私からの質問とさせていただきます。非常に言葉がうまく整理できてないところがあるかもわかりませんが、誠意あるご答弁を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

ネットワーク野洲の西本議員のご質問にお答えをいたします。なお、教育委員会に関わるとご質問につきましては教育長の方からお答えをいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の中期財政健全化計画と財政見直しについてのご質問にお答えをいたします。昨年11月に公表いたしました野洲市中期財政見直しでは、平成22年度には基金が枯渇し財源不足が生じるという危機的状況が見込まれております。また、平成22年度以降の予算編成では、今年度の基金繰入相当額以上の規模で歳出における経常的な経費の削減や新たな安定した財源の確保を行う必要があると認識しております。今後、個々の事務事業、施設等を単位に具体的にどのように見直すのかを明示する（仮称）集中改革プラン

(素案)を本年5月には策定し、議会及び市民、団体の皆様と活発な議論を深めて成案化を図ってまいりたいと考えております。

このように厳しい財政状況下ではありますが、改革プランにより展望を開き、総合計画ローリング実施計画やマニフェストでお示した学校施設等の耐震化、子育て支援の充実、学校教育の充実、高齢者福祉の充実、都市拠点の整備、農業を含む産業振興を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の企業立地促進法に基づく野洲市地域産業活性化計画についてのご質問にお答えをいたします。議員お尋ねの2社の現在及び今後の事業展開でございますが、オムロンについては先進技術領域のマイクロエレクトロニクス事業のマザー拠点として地上5階、延べ床面積約2万平方メートルの建物が本年6月完成予定で進められており、直ちに操業が開始される予定であります。また、京セラにつきましても、グループの国内拠点で最大規模である地上6階、延べ床面積6万8,000平方メートルの太陽電池セル工場を来年2月の竣工を目指して工事に入っておられ、建物が完成後、早々に操業が開始される見込みとなっております。

次にお尋ねの市三宅地先の農地ではありますが、当該地区についてはJR野洲駅に近く、一定規模の一団の土地があること、また、既存の有力IT企業団地と隣接しているということに着目し、企業立地促進法の指定地域とされております。ただ、現在のところ、現下の厳しい経済状況もあって、進出をしようとする企業があらわれないことに加え、法では5年以内での事業化が求められていることによる時間的な制約や、また、もともと課題となっている1種農地であるがための種々の制約があることなど、正直、ここでの開発行為に際しては困難な事情が山積しており、見通しは極めて厳しいと言わざるを得ません。したがって、現段階では地権者をはじめ市民の皆様には十分な説明ができる状況ではないと考えております。

続きまして、3点目の市民生活の安全と安心に関してのご質問にお答えをいたします。

まず、1項目めの安全点検の件でございますが、昨年の6月議会での西本議員の一般質問にお答えいたしましたように、その時点の点検結果では重大な危険箇所の報告はありませんでした。その後における点検内容等についてお答えをいたします。

公立保育園と幼稚園では、日々の点検に加え、毎月15日を安全点検日として設定し、統一の安全点検チェックシートにより施設及び遊具の安全点検をしております。軽微な修繕については各保育園・幼稚園で速やかに対応し、業者による修繕が必要な場合は幼児課

で修繕補修を実施しております。また、今年度は公立保育園・幼稚園職員に対して遊具の安全管理の研修を実施し、安全確保に努めているところであります。

道路施設では、毎月道路パトロールと随時補修を行っており、橋梁は目視による点検を行っております。

下水道施設では、マンホール周辺の舗装は日常職員が点検を行っております。蓮池の里の多目的公園は、日常管理として毎日朝、昼の施設点検を実施し、必要な修繕は直ちに実施しております。

教育施設では、安全点検チェックシートにより点検し、その結果を原則毎月15日には教育委員会に報告するようにしております。緊急性、規模、内容等総合的に勘案しまして、施設ごとに実施するもの、また教育委員会で実施するものなどを区分し、改善に努めております。

公園遊具の安全点検は、年に1回業者に委託し実施しております。また、自治会には故障等について連絡をお願いしております。

なお、本庁舎の前庭では転落防護さくを設置いたしました。

次に、2項目めの県道木部野洲線の竹生口の横断歩道の件であります。この交差点の整備年度を所管いたします県南部振興局に問い合わせましたところ、昭和54年から57年ごろの整備ということで、ほぼ30年前に整備がなされたこととなります。横断歩道の設置につきましては、通学通園路及び主要交差点を中心に滋賀県公安委員会において整備が進められてきました。このような状況から判断いたしますと、まず考えられるのは、現在小中学校の通学通園路に認定されていないことが大きな要因と推測されます。

なお、この交差点につきましては、1月に守山警察署と市の生活安全課が協議をしており、竹生側につきましては右折だまりもあり、横断歩道の距離が相当長くなり危険であるから設置は困難であるが、市道久野部竹生線側については、距離も短く利用者も多いことから、守山警察署から県公安委員会に再度要望がなされているところであります。

次に、3項目めの中ノ池川橋上部分の歩道の件であります。当該橋梁は昭和50年に当時の歩道整備の基準であるマウンドアップ形式で整備したものであり、歩道部、車道部の桁全体が一体となった構造であるため、歩道部の切り下げ、拡幅は技術的に困難な状況であります。解決策としては、新たな歩道橋の架設が必要となりますが、現段階では市内各地に散在しております歩道の未整備路線について整備を進めることが優先されるべきであると考えており、当路線の優先度は低いものとなっております。このことから、幅員が

狭隘であることは承知しておりますが、現状の施設の範囲内において安全通行に心がけていただくよう周知徹底を行っていきたいと考えております。なお、通学路の安全につきましても、学校、地域と協議して対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の市内循環バスについてのご質問にお答えをいたします。ご承知のとおり市内循環バスは合併後の平成17年4月から広く市民の方に利用しやすいようにと、市内を4つのコースに分けて、4台の車両で運行しております。平成17年度から19年度までの3年間の利用状況は、年間延べ人数約5万人前後で推移しており、このうち70歳以上の高齢者と障がいのある方は合わせて約4万人と、全体の85%を占めております。

次に、コース変更につきましては、当面、現在の路線を基本に、改善要望が出されている箇所について、今年4月1日から中北、富波、小南、イオン、4箇所のコース変更を予定しております。

この循環バスにつきましては、市長への手紙などで経済性、効率性などを重視した見直しの意見を多くいただいております。こうしたことから、本市の財政状況、運行実績や経済性を総合的に判断いたしまして、4月1日からは土曜日の運休を行おうとするものであります。

なお、12月の答弁でもお答えしたとおり、地域公共交通会議で継続的改善に向けて検討を進めることにしており、土曜日の運休の妥当性も含めまして、本市における公共交通の方向性を導き出していきたいと考えております。

次に、5点目の子育て支援についてお答えをいたします。

1項目めの平成21年度の保育所入所申し込み状況と入所決定状況につきましてご説明をいたします。新規の入所申し込み数は337人、これは平成20年10月6日から今年1月31日までの市内保育所入所希望者数であります。4月入所希望児は210人で、うち入所決定は182人、この内訳は、ゼロ歳児25人、1歳児53人、2歳児28人、3歳児以上で76人となっております。このうち28人については、定員充足により4月入所を保留しております。

公私立保育所10カ園の定員は835人ですが、継続児を含め4月入園予定児数は838人で、100.4%の入所率であります。この内訳は、定員に対し3歳未満児は108.8%、3歳以上児は96.3%の入所率であり、未満児については定員枠を超えて入所していただく予定でございます。今後、園と協議を行い、受け入れに努めて参ります。

次に、2項目めの認定子ども園の移行についてのご質問にお答えいたします。本市では

現在のところ認定子ども園の開設予定はありません。しかし、篠原学区におきましては、乳幼児人口の減少から、篠原幼稚園と篠原保育園を統合し、保育園型の（仮称）篠原幼稚園として、一元化の方向で庁内で組織する乳幼児保育のあり方ワーキング会議において、具体的な計画を策定すべく検討を進めております。また、市内幼稚園では、中主幼稚園と三上幼稚園において子育て支援及び就労支援を目的として預かり保育、これは長時間保育のことではありますが、これを実施しております。今後、未実施の幼稚園においても預かり保育の拡大を図るべく、内部で検討を重ねているところであります。

続きまして、6点目の高齢者の生活相談専用ホットラインの設置につきましては、本市も高齢化率が19%に達するなど、高齢者所帯の急速な増加が予想される中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの所帯が増加しており、地域で安心して暮らせる高齢者福祉を進めていく必要があると考えております。孤独になりがちな高齢者は、家族や地域住民のふれあいによって孤独感が解消され、誰もが家庭や地域において安心して自分らしく生活を送ることができるよう、自助、共助、公助のもと、地域で見守りや支え合う地域づくり、まちづくりを推進しなければならないと考えております。

本市におきましては、平成18年度より野洲保健センター内に地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談窓口として、生活で困っておられることや心配事など、さまざまな相談をお受けしております。現在、地域包括支援センターで多くの高齢者や家族の方から介護予防や権利擁護などの相談をいただいております。何でも相談いただける窓口としてご利用いただいておりますが、窓口開設の周知不足や休日の対応などの課題があると考えております。このため、議員ご提案の高齢者の生活相談専用のホットライン設置についても、これまで取り組んでまいりました相談活動を強化し、どのようなニーズにどのような形で応えるべきかを今後検討し、対応してまいりたいと考えております。

最後に、7点目の医療体制の強化についてお答えをいたします。国の医療制度改革を受けまして、市の中核病院となる野洲病院を基点に近隣病院や診療所等と連携を図る体制整備が必要と考えております。そこで、市では地域医療のあり方についての検討を21年度早々に開催し、救急医療体制の確立や病診連携について検討を加え、入院治療から在宅療養に至るまでの切れ目のない一貫した効果的な医療を提供できるよう、行政、医師会、病院、介護保険事業者などに参画いただき、新たな検討会を立ち上げ検討を進めたいと考えております。なお、現在野洲病院の医師確保が困難となっている小児救急部門の医師確保や医師の負担軽減については、地区医師会の協力を得るなどの取り組みもあわせて検討を

進めます。

また、救急医療を含む地域医療を円滑に推進するためには、市民の理解と協力が不可欠であります。そのため、いわゆるコンビニ受診、これは救急性のない軽疾患者の救急外来受診のことではありますが、こういったことや重複頻回受診、これは1つの病気で幾つもの医療機関を受診されることではありますが、こういった事象の解消に向けて、乳幼児健診や育児教室、広報、健康だより「すこやか」等で日ごろからのかかり付け医を持つなど、適切な医療のかかり方について情報提供するなどによって市民の理解促進に努め、地域医療の確立に向けて市民の協力が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ネットワーク野洲の西本議員の代表質問にお答えをいたしました。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。

それでは、ネットワーク野洲を代表されました西本議員の市民の生活の安全と安心に関するご質問にお答えを申し上げます。

4点目の通学路の安全対策についてでございますが、中学校では年度初めに通学路の安全点検を行っております。通学路の確認、危険箇所の把握が主な目的でありますので、防犯灯等、細部にわたる点検まではできていないのが現状でございます。今後は防犯灯の有無も含めた安全点検をしていきたいと考えます。

先ほど市長の答弁の中にもございましたが、教育施設の安全点検につきましては、施設ごとに定期的実施する旨連絡し、その施設状況の把握に努めております。危険箇所では安全点検シートを作成し、原則毎月15日には施設管理者より点検結果を教育委員会まで報告するよう指示をしております。この点検の中で緊急性、規模、内容等、総合的に勘案いたしまして、施設ごとに実施するもの、また教育委員会で実施するものなどを区分し、その解消に努めております。主たる点検項目につきましては、施設ごとに異なりますが、日常管理として窓ガラスの破損点検や施錠点検などを実施しております。特に高額の場合の修繕につきましては、緊急性の高いものから対応している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 再質問させていただきたいと思っております。財政問題または今後の何につきましても、今日まで機会あるごとに市長からの一定の方向性なりをお聞きしております。ただ、家庭の財布と一緒に、ないところでどれだけ何できるかという問題で、本当

にこの耐震なんかが入ってきてパンクしいひんやろうかと、逆に言うなら、いわゆる公共の社会投資をまだまだ必要とする今日的な部分との何で、税収の落ち込み、そのアンバランスというものに対してのやっぱり不安を持っております。そういうところから、今後、私も含めて、市がきちっとした健全な状態の中で、いわゆる借金のための借金をするような悪循環にならないような市の財政状況できちっと対応していかれるよう、私も注視してまいりたいと思います。

それから、ITにつきましては、市長からも、やはり現在のオムロンとそれから京セラにつきましては一定の具体的な工事進捗、また完成間近という状況もあり、まず予定どおり進むであろうという見解を示されております。

一方、企業立地促進法に基づく市内2カ所の地点のうち、市三宅地先につきましては、やはり景気の冷え込みから進出する企業がまずあるかないか、その辺大変な状況で、誘致したくとも来てくれるか来てくれないかというところもありますし、これはある意味では野洲市のみならず、やっぱり日本の産業という大きいテーブルの中で検討されている課題であろうかと思っておりますので、その方向では、私は企業誘致に対する方向性としては納得しているのですが、冒頭申し上げましたように、市長も、ここ5年という年度を切られてくるとしんどいかもわからないという若干のそういう厳しさというものもお示しいただきました。

そこで、先ほど申し上げましたように、まずは、やはりあくまで整備された農地である、そして、ちょっと映りにくいかもわかりませんが、ここにちょっと持ってきておりますけれども、これは今年1月1日の農業新聞に載った今後の食料自給に対する世界のマップであります。これは3年前の実績に基づいて作成されたものですが、日本はこの世界の中から非常に小さくてわかりにくいかもわかりません。ここが赤になっております。この赤い、いわば発展途上国のアフリカ等を中心した地域、人口増が激しいところですね。そこと我が日本とこの辺が自給率が30%以下という状況であります。そういうところで、やはり世界で自給率が低下しているところ、非常に今後やっぱり食べるということに対する危機感というものが出てまいりますので、ちょっと質問観点とは違いますが、やっぱり農業政策を絶対におろそかにしてはならないという覚悟で臨まなければならないと思います。

けさ、私も野洲駅に立っておりました。ある青年がかばんを持って行かれる。どこへ行かれるのですかと言ったら、東京へ行ってくる。その方は農業後継者クラブの一員であり

ます。本日東京で全日本農業後継者クラブの大会がありまして、その場に臨んで学んでこようという意欲のある青年であります。野洲市においても高齢化が進む農業の状態でありまますけれども、まだまだこれからの農業に対する思いを持っている青年も実際こうして頑張ってくれている、そういう思いがありますので、この面、若干質問の趣旨とは外れましたけれども、頑張っけて取り組んでいただけたらなと思います。

次に、市民の生活安全部分についての再質問なんですけれども、道路幅が広いから横断歩道は無理、これは言えないと思います。先ほど利用頻度が高い反対側に横断歩道を計画しているということでしたけれども、私は毎日あそこを何度となく通ります。旧の中主方面から野洲高校や、通勤電車に乗る高校生、一般の通勤者も含め、また、逆に最近中主方面にできました大手企業に勤められる方々、やはり節約のために自転車や歩いておられる方もたくさんおられます。ほとんどの方が、ご答弁とは逆になりますけれども、反対側の堤防の方、あちら側を通行されている事情です。

というのは、その前後の歩道の状況が、比較しますと良好な状態であるのは、やはり今計画されている横断歩道でなしに、広い方を通行されているという現状があります。あの場所にはご丁寧にも大型車両に対して巻き込み注意というような、ドライバーに安全運転を喚起する看板も立てられております。それだけ危ないという認識があるなら、なぜ横断歩道ができないのか。私は、これは合併以前から正直言って考えてました。しかし、あそこは残念ながら当時は野洲町の地先であります。中主が何ぼ言っても、実際のところ隣の自治体でありますので、声は届きにくいという、そういうこともありました。

そういうところから、本当にこれは理屈を抜きに、利用する市民の立場から申し上げて、何とか、広過ぎて無理やったら、その車道を何とか改善してでも安全に渡れるその前後の歩道歩道を結ぶ横断歩道、これは絶対必要かと思しますので、再度検討いただきたい。

それから、中ノ池川についてもマウンドアップ方式の歩道でありますので、それを削ると橋脚の骨の部分が出てくるような状態だから、工法的に難しいということです。だから、したがって、新設、若干の迂回しながらでも下流域の方向、上流域の方向それぞれにやはり一定車いす、そういうものが通れるような歩道というものを考えていただく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、教育長からお答えいただいた部分で、下校途中の学校の生徒の安全に関しての点検をやっているけれども、夜間の防犯灯、そういうものまでは実際のところ見られていないということで、これも早急に点検していただき、ぜひ、市内どことは申しません。私

は頭の中に描いているところはありますけれども、地域指定をするとそこだけやっただけということにつながりますから、市内全域を対象に、一度やはり子どものそういう防犯面からの安全対策をさらに考えていただく、そのことが必要じゃないかと思います。

それから、この安全項目で私が申し上げたいのは、何も自分の職場を管理して安全点検しています、こんなの当たり前のことだと思うのです。ちょっと横着な言い方になりますけれども。事故があったから右往左往するのではなしに、事故を未然に防ぐ、そして市民が安全な生活をしていくためには、ただ義務的な点検でなしに、能動的な点検、予防策、それが重要だと思います。そういう意味から、私が前回の質問の場において申し上げたのは、職員の皆さんが自宅から通勤される途上、いろんなところにいろんな危険箇所が潜んでいるかもわかりません。その前提に立って、職域を越えてやっぱり点検していただいて、ここは危ないな、ここはこうした方がいいなというような職員の知恵を出していただきたいというところに私は論点を持っていったのですけれども。ただ縦割りの中のただ日常の点検作業、ひどいのはと言うと失礼ですけれども、年に1回公園の点検を業者に任せています。そんな業者に任せなくて、そこらの地域の職員がきちっと見てたら、ある程度の素人であっても危険の予知ぐらいはできるはずなんですね。その辺を何も職務外だからどうのこうのと言うのでなしに、やっぱり市の職員であれば、市民のために安全を率先して図っていくという観点から、少し構えを広げていただく、その必要性があるかと思うのですけれども、市長、再度またこの点についてのご答弁を求めていきたいと思います。

それから、子育て支援についてですけれども、先ほどちょっと細かい数字を発せられたので、私も十分拾い切れてない部分があるのですけれども、特に再度伺いたいのは、この4月入所の年齢別の構成と、それから保留となっているたしか28名だったと思うのですが、この保留理由はどういうところにあったのか、具体的に示していただきたいと思います。建物が足りないのか、それとも認定基準に達していないということで、余裕があればという思いで保留されているのか。さもなくば他の理由としてどういうものがあつたのかお伺いしておきたいと思います。

それから、高齢者の安心生活について、市長から一応今日までの取り組みの経過にさらに検討を加えてまいるといいますので、私は今後のお取り組みに対して期待をしているという一言を申し上げておきます。

なお、医療体制につきましても、非常に受診する側にしては、自分のかかり付け医を選ぶいろんな方向とか、そういうやっぱり診察を受ける側の人の部分においても問題が若干

あろうかと私も認識しております。その辺について、今後もこの地域における市民の医療体制のあり方、そういうものについて研さんされて、よき方向へと導いていただけたらと思います。

あと1点漏らしたのですけれども、循環バスについてですけれども、私、4カ所お聞きしたうち1カ所聞き漏らしがあったかも。中北、小南、そしてイオンという部分が入ってありました。もちろん福祉バスでなしに循環バスですから、市民が何に使われてもいいわけですけれども、逆に申し上げますと、もっと身近なところへ寄ってほしいという地域があるわけですね。それを行うことは逆に時間的ロスが起こるという観点、利用頻度の問題、いろいろなんですけれども。

私はもう一回改めて、この場では出せなかったらやむを得ないと思うのですが、循環バスの乗車人数、データ等、年間5万人、大ざっぱに申し上げて、そのうち70歳以上の高齢者や障がい者が4万人利用されて、実にその方々が75%を占められている。これは1つの地域の足の確保という目的を達せられているのですけれども、そういうコースどりのものをもっと少し抜本的な改正を含めて手を打っていただいて、現在、例えば市三宅、それから吉地地先は入っておりますけれども、高齢者の多い旧のところのバスは大型バスでも通れます。そこに入っておりません。また、わざわざ須原口まで堤方向から入ってくるのですけれども、須原地先においても、非常に路線バスも駅から出て六条まで来るのやけども、須原までなかなか来ると迂回してしまうというコースどりに近江の定期バスの路線変更等があって、昼間の路線バスの回数が非常に少ない。だから、循環バスを利用したいんだけど、近くまで来てくれない、そういう悩みを訴えられている方も、私も先日も電話が入ってありました。そういうところから、一つ地域のどうのという不公平さのある中で、やはりもう一度抜本的な見直しができないかお尋ねしたいと思います。

以上、私からの再質問とさせていただきます。どうか十分なるご答弁を期待申し上げます。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。幾つかご提案も含めていただきましたけれども、いただいた順番でお答えをさせていただきます。

1つは財政の健全化の問題ですけれども、これは従来からも説明しておりますように、今回の不況で法人市民税が減ったということもありますけれども、既に立てられていた健

全化のプログラムにおきましても、現在見ておりますと、物件費は計画どおり減っておりません。そして、昨日もご説明いたしましたように、削減の具体的な方策についてはきちっと明らかにはされておられませんので、恒常的な部分と今回の不況による法人市民税の減収に伴う健全化とあわせて5月にお示しする新しいプログラムの中で見通しを立てさせていただきたいと思っております。

それと、I Tの立地につきましては、先ほどもご説明したとおりでございますけれども、企業立地の法に基づく制度におきましても、今回の不況のこともありますが、先ほども御説明しましたように、既存の農地の転換を前提にしております、通常新しい、I T産業といいますのは大体意思決定してから12カ月、長くても20カ月ぐらいには操業に至らないとだめだと言われております。そういうことからしますと、通常、現況の農地を転換して整備をするとなると、その倍ぐらいかかりますから、先ほど申し上げましたようにもともとから幾つかの課題があった上に今回の不況が重なってきたということで、困難な状況かというふうに思っております。

それと、横断歩道の件につきましては、竹生口の一番広い部分、ご指摘のような課題は抱えていると思います。ただ、公安委員会が現在の見解を持っているというのは、車の通行量との絡みでの課題だと思っておりますので、本来は道路整備、例えば野洲の場合だと右岸線の整備というのは課題になっておりますけれども、本来基本的なところでの解決が図られた上でないと、なかなか横断歩道だけの整備というふうにする、通行量と歩行者との解決がうまくいかないということから、現行の先ほど申し上げたような見解になっているんだろうと思っております。問題としてはご指摘のとおりだというふうに思っています。

それと、橋梁につきましても、先ほど申し上げましたように、何らかの形でやはり個別対応していただかないと、確かに財源が豊かであれば新たに歩道橋をつくるということがあってもいいと思うのですが、それ以上にまだ歩道が整備されていないところへの資源投資を考えますと、先ほど申し上げたようなことをご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、安全対応ですけれども、これも当然ご指摘のように職員が日常レベルでまちの施設あるいは箇所を点検して、それをきちっと共有化する、課題化するというのは当然だと思っております。

それと、循環バスにつきましては、これも以前からもご説明しておりますように、解け

ないパズルを解くということで、なかなか抜本的な改善はございません。ただ、できるだけ資源を有効に使って市民の方の需要を満たすという方向で、今回も少しの改善を加えますけれども、バスのあり方あるいはルートのある方を含めまして、新年度にこれまでのデータを活用し専門性も入れた検討も加えていきたいというふうに考えております。不便にしようということじゃなくて、これまでもできるだけ資源を有効に使って便利にしようという取り組みの中で現況に至っているというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

その他の保育の保留の問題等については、部長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

通学路の防犯灯の有無の確認ということでございますが、教育委員会としましては、通学路の防犯灯の有無については学校の点検結果を待っていますと遅くなりますので、今現在は市の防犯灯の設置の地図とそして通学路の地図を照合いたしまして、点検照合作業を行っております。その結果を学校に示して、学校で実際に点検をして、そして市長部局との調整を行っていききたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） おはようございます。

西本議員の保留児童28人の年齢構成と、どういう理由での保留なのかの再質問にお答えいたします。

平成21年4月新規入所の保留児童28人につきましては、ゼロ歳児が4人、1歳児が8人、2歳児が12人、3歳児が3人、5歳児1人が保留となっております。28人のほとんどの保護者が現在未就労で、確約での申し込みをしていただいている方と自営業の方となっております。保育所は就労が未定でも、就職活動のため2カ月間は確約書の提出で入所をしていただいておりますが、入所希望の多い園につきましては、就労先が未定の方、また、就労しておられなくても家庭内で保育が可能な方などに保留とさせていただきます。1月末に入所決定をした後、取り消しが保留と同程度出ておりますので、現在も退園や取り消しがたくさんありますので、保留の保護者にできるだけ入所いただけるよう、園と調整を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 若干再々質問をしておきたいと思います。

安全問題に絡んでの部分なんですけど、市長就任4カ月なんですけれども、私、一遍担当の原課の部長にお聞きしておきたいと思うのです。あそこは本当に今までそういう計画とか一切なかったのやろうか。ただ必要がないからという状態で放置されたのか、それとも何らかの、先ほど市長が述べられた理由のみで今日に至っているのか。50年代に整備されたという30年経っていますね。その30年間、車の量や、または他の交通ルート等の変更により、あそこはどんどん通ってますね。危険性が高まっているという認識は市として持っておられなかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

あわせて、教育委員会が街路灯の点検をされているわけなんですけど、これは生活安全に属するかと思えますけれども、総務部長にあわせてちょっと方向性を伺います。その点検結果について教育委員会より報告があった場合、速やかに対応するような方向性を描いていただけるかどうか、その辺についてのコメントをお願いしておきたいと思います。

あと、待機児童28名につきまして、保育園の課題ですけれども、未就労の方で就職予定はあるのやけども現在働いていないという方がおられたり、また自営業等、そして、新たな許可を出す方向でいながら、辞退があるからそれとんとんだと言われますけれども、今日的にはやはり労働者を取り巻く環境、生活の厳しさ、そういうものが出てくるに従って、こういう公における受け入れ体制の整備はさらにニーズが高まってこようかと思えます。そういうところで施設の拡大、そういう方向も一定描いていただきながら、やはり整備していただくということが大事かと思えます。

ちょっと前後しますけれども、先ほど安全面での場所で申し上げても、竹生交差点のあの地先、あそこは実際地先としてはどこに、久野部になるのですか、竹生になるのですか。それとも比江ではないですね。北野になるのですか。その辺、ちょっと部長と。私も地図を詳しく見ないままにきておりますので、地点として皆さんがご承知のような形で示しておりますけれども、それぞれ自治会との要望が出てても、その間の部分が出てこないという弱さがありますので、その辺も含めて、今後市政の中で展開していただけたらと思えます。

代表質問でありながら、非常にちょっと枝の部分というのですか、細かいところに入りましたけれども。これらの問題は、やっぱり市内全域共通してある課題だと思います。今

後とも職員、皆さんの鋭意市民に対する思いを持っていただいて、日常業務にご尽力いただき、そのことをお願い申し上げまして、私からの質問を終わりますけれども、今ちょっとお尋ねしました点につきましては、再度ご答弁を求めておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、西本議員の再々質問ということで、特に竹生口の交差点の部分、あの部分につきましては木部野洲線あるいは守山中主線、県道の交差点部分でございます。特に木部野洲線についてはカーブ、どちらかというところあの交差点も非常に変則的な部分であるというふうに考えておりますし、そういった意味では、県の方に守山中主線のセパレート部分も含めて、いろいろ改良のお願いはしておるところでございます。そういった部分で危険であるということは十分認識をいたしております。

ただ、横断歩道につきましては、先ほど市長の方からもお話がありましたけれども、公安委員会の見解ということで、交差点改良部分も含めての最終的には話になってこようかと思っておりますので、なかなか県の財政面も非常に厳しいということも聞いておりますし、我々としても引き続いて要望はさせていただきたい。公安委員会あるいは県とも協議をしながら、安全対策が進むように努めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

済みません。地先の問題でございますけど、今ちょっと、ちょうど竹生あるいは市三宅の境界付近になってきますので。正確な資料は持っておらないので、申しわけございませんけれども、多分、市三宅ではないかなという思いでございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、西本議員の再々質問の中で、市民生活の安全と安心に関しまして、防犯灯の関係での考え方につきましてのお答えをさせていただきたいと思ひます。

防犯灯につきましては、今日までそれぞれの各自治会の方からいろんな形で多く要望をいただいております。そうした中で、この件につきましては予算の範囲内で予算付けを行いまして今まで対応してきたところでございます。そうした中で、21年度からはより地域の実態というのですか、そうしたことの地域の声をよりの確に反映していくことも必要だろうということで、そして、それが効果的なものではないかというような判断に立ちまして、21年度から各学区に対しましての予算の均等配分という形でお願ひをすることに

なりました。

そういったことで、電柱の設置に関しましては3カ所を前提に整備をしていただこうということをごさいまして、その設置の場所につきましては、優先順位をそれぞれの学区内で調整をいただいて、そうしたことの考え方につきましては自治会の連合会、自治連合会の役員会とのお話をさせていただいて協議ができましたので、そういう方向で、ご指摘いただいております暗い箇所とかそうした部分につきましては、今後学区内の方で検討、調整をしていただくという考え方で取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でお答えとします。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民ねっと、第19番、鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） それでは、市民ねっとを代表いたしまして質問をいたしたいと思っております。

さて、我が国の政治経済は今、混沌としております。マスコミでも報じられているように、政治献金の問題等、また漆間官房長官の発言など、さまざまなことが取り出されております。果たして日本の政治はどこへ行くのだろうかということを私は危惧しております。そしてまた、経済面におきましてもバブル後の最安値という東証株式市場の展開がございました。

こうした中で、まさに政治経済は私は生き物だと思います。今、株式の話をしていただきましたが、例えば、これは、市長、通告に上がっていませんので、市長の所感でお答え願えたらありがたいと思います。例えば、株式会社野洲市とした場合、5万余りの市民が全員株主だということを想定した場合、100円で百点満点、今のこの野洲市で株価はいったい幾らぐらいになるのかということ、市長、これは通告書にありませんので、思ったことを言って下さい。ちょっとそれをお尋ねしてまいりたいと思います。

さて、本題の代表質問に入らせていただきます。この問題は、去年の12月議会におきまして私たち市民ねっとが問題提起をした事案でございます。まず、駅前市有地売却における市民への説明責任と関係者の対応についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

昨日の山仲市長の発言等が今日の新聞紙上に出ておりました。私が思うのは、それが実感だと思います。まず、問題点といたしまして、これは契約書の不備というのは当然挙げられるべきものですね。例えば第4条の関係ですね。契約保証金。この契約保証金という内容については、入札保証金という形で契約書にはあらわれております。入札もしないのに保証金をまず払っていただいた。そこにまず1点問題があろうかと思えます。そしてまた、第5条におきましても、売り払い金の納付の期限ですね。これが最終決裁日の明示等にはなされておられません。通常、民間取引の場合ですと、官民境界確定後、例えば5条申請、5条許可後とか、さまざまな部分で契約がとり行われておるということは私も聞き及んでおります。そうしたような不備の中で、今回駅前市の市有地売却に臨まれたわけでございます。そこで、次の点についてお尋ねをしてみたいと思えます。

市長選が終わり、新市長就任直前の契約であり、空白とも言えるその時期になぜ急いだのか。また、新市長就任後、なぜ速やかに新市長への報告がなかったのか。

2点目、内部審査は公平公正に行われたのか。不動産鑑定は1件のみの提出であり、適正な鑑定とは言えない。鑑定価格は実勢価格を考慮したものとは言えない鑑定ではないか。結果的に公有財産が不当に安価な価格で契約された形跡、疑念があります。

3番目として、この物件の価格決定にあたって、過去の7年の賃貸関係の背景が10%の既得権が配慮されている形跡がある。その数値的根拠はどこにあるのか。

次に、契約における旧野洲町の対応が余りにもずさんであったことが、10%という既得権が発生したと言えないか。

5番目として、当該物件を当初第三者に貸し付け、賃貸契約したのですね。これの年月日、現在までの契約に関わる内訳。

6番目として、借地借家法に関する根拠に関して現状は薄れているのではないか。

7番目、前市長の10月30日任期切れ直近の10月17日、売り払い契約が結ばれている。市民の目線とはほど遠いタイミングでの契約や売価に疑問があり、納得が得られないことはもちろん、新市長就任直前の空白と言えるそのタイミングでなぜ契約をされたのか。市民の財産を不当な価格と思われる売却は、市民への背信行為に当たらないか。

8点目、不動産取引においては売買契約締結時に10%から30%の手付金などを支払うことを契約書に記載することが原則、通例である。当該財産処分においては、契約締結後40日経過の11月27日に保証金として売価の10%、237万6,000円が支払われている。担当の事務レベルでの障害であったのか、支払い側の金銭的な事情で遅れた

のか。

次に、9点目。常識的には契約締結後40日も経過していれば所有権移転が完了しているのが通例である。なぜ所有権移転が遅れたのか。

10番目、新市長が10月31日就任。就任後1カ月間この件に関し報告がされていない。市民の目線からすれば不自然である。背景に何があったのか。

次に、11番目に入りたいと思います。この件に関しては、私たち市民ねっとから当該物件の指摘があり、市長に報告が上がったものである。

12番目、市が交わしている市有財産貸付契約書、市有財産売買契約書は、民間のこの種の契約に比較して貧弱でずさんなものであり、契約締結に必要な要件を具備しているとは言いがたく、改正する必要がある。

13番目、貸し付け契約における駅前整備事業の関連において、第12条には貸し付け物件は無条件返還するとの規定がある。既得権10%の根拠には疑問がある。どのように解釈するのか。

14番目、譲り受け人の現在までの使用料をすべて含む公課公租について正しく納入されているか。

15番目、当該売買契約プロセスに関わる担当者の要点筆記などが一切存在しないと聞く。どのような説明責任を果たせるのか。審議会においても議事録などの添付が一切ない。調査、検証の手段が閉ざされている。

16番目、公有財産処分に当たっては公開するべきであり、入札を基本とし、市民への還元を第一義とし、市民が損失をこうむるような一切の契約が結ばれるようなことがあってはならない。

以上でございます。

次に、大きな問2番目といたしまして、河川管理条例の制定についてお伺いいたしたいと思います。

市内には古くから数多くの河川があり、直接、間接的にも市民に恩恵を与えている。特に農業には自然の恵を受け育つためにも、用水として必要不可欠である。また、一般河川においても雨水排水対策のかなめでもある。しかしながら、市内の現状、特に祇王井川を見る限り、修景や交通安全対策にも支障を来す場所がある。市民の共通財産である河川の持つ本来の機能が十分に発揮できるよう、河川管理条例の早急な制定が必要であると考えますが、お尋ねをいたします。この件におきましても権限移譲によりまして県から市へ移

譲されるということですので、この4月からきっちりとした対応で臨んでもらいたいと思います。

次に、公務員倫理について。

8年11月に人事院国家公務員倫理審査会が行った国家公務員の倫理意識についてアンケートした結果では、一般市民の25.8%が低いと感じていることが公表されております。公務員に対して厳しい見方をしている。また、公務員に欠けていることの選択肢の中では、予算の財源は国民の税金との自覚不足が最多であった。

この調査は国家公務員の調査でございます。野洲市におきましてはどのような形でそういうことを考えておられるのか。また、本市は職員の倫理観、あるいは職員の指導的立場にいる執行部の所見をお尋ねしたいと思います。

次に、大きい部分の4番目。有隣館建設について。

有隣館建設については、合併協議会の合意事項と承知していますが、今回の市長選において新市長の施策方針として重複施設はつukらないというかたい意思で臨まれたことは、市民にとって大変喜ばしい限りであります。平成20年度予算、これは前市長のときの予算でございます。事業費8,773万2,000円で計上されています。市民ねっとはこの予算に対し、市民の意見を取り入れた形で反対をしましてまいりました。本年度予算を見る限り、有隣館建設に対する予算付けがされておられません。市長をはじめ理事者の方には大変ご苦勞をおかけすると思いますが、今後の方針をお尋ねいたします。

次に、雇用対策について。

滋賀県内で3月までに職を失う見通しの非正規労働者は4,603人で、1月からの1カ月で約40%も増加したことが厚生労働省の状況調査で明らかになりました。内訳は、派遣が2,820名、請負582人、その他1,201人。海外輸出型の自動車、電機、機械など大型の製造業に加え、下請の中堅や中小企業も非正規切りを進めたものと見られる。本市の状況をお尋ねいたします。

まず、休業による労働者の賃金負担を助成する厚労省の雇用調整助成金の受理件数は滋賀県内で231件と聞いていますが、本市の現況と雇用調整助成金の内容をお尋ねいたします。

次に、県内では週5日間休業する工場が出ている他、生産ラインを国内の別拠点に移す動きが出ております。栗東市でもそういうような会社が出ております。決算期を迎える3月に向け、非正規ばかりか正社員の賃金や人員削減が予想されると警戒をする見方があります。

ます。当市の雇用対策をお尋ねいたします。

次に、大きな部分として6点目、国の2次補正による本市への影響について。

政府は景気対策の一環として2次補正を出しています。本市についてもさまざまな部門においてプラス要因となる施策が組み込まれています。次について説明を求めたいと思います。まず、環境、次、福祉、次に教育、少子高齢化、また、本市における基幹産業であります農業、商工業、給与所得者の減税対策等でございます。

次に、大きい部門の7点目で、固定財源の確保についてお伺いをしたいと思います。

市街化区域が38.5%である草津市が、このほど市街化調整区域を対象に地区計画制導入への運用基準案をまとめました。対象区域を既存集落や沿道、鉄道沿いなど6分類し、それぞれの用途や高さ、建ぺい率の限度を定めるということができるといことです。市の主なねらいは、今回のような世界同時経済不況や状況変動による税収の落ち込みをカバーしたり、継続的に潤沢な固定財源確保を目的とした固定資産税などの増収を図ることにあります。

一方、本市においても理事者の方々には財源確保施策を考えておられるところですが、平成20年12月議会において、世界同時経済不況による企業の減収による8億5,000万円の減額補正をいたしました。また、本年度予算においても、9億8,850万円の基金を取り崩すことにより予算編成が行われております。企業城下町と言われる本市は、経済動向により税収が大きく左右される宿命を背負っております。科目別比較を見ても、プラス要因となっているのは固定資産税5%の伸び、市街化区域が圧倒的に少ない本市において、今後の固定財源の確保はどのように取り組まれているのか。本市においての市街化区域は12%でございます。ちなみに草津市は38.5%でございます。

また、市長の施政方針の中で、財政改革については単に経費を削る、職員を減らす、資産を売却するという手法だけでは解決する問題ではないと述べられている。私も同感であります。当市は現状からすれば、今まで以上の固定財源が必要となってくるが、この方策をお尋ねしたいと思います。市街化区域を拡大し、そこで固定資産税をいただき、そして採算性の低いさまざまな部門に野洲市で上がった財源を潤沢に潤すというのが、これは理事者の大きな責務だと私は思っております。

次に、教育問題についてお尋ねをしたいと思います。

子どもの教育は百年の大計にありと言われるほど、将来の国づくりを担う重要な役割を果たすことになる。次にお尋ねをしたいと思います。携帯電話やパソコンについて、近年

携帯電話やパソコンによる子どもたちの陰湿ないじめが連日のように報じられている。当市の小中学校の携帯電話の使用率は。また、それによる被害は発生していないか。

次、2次補正による耐震対策についてどのようにお考えなのか。

次に、生徒の体力向上や精神修養の教育の実施はどのように行われているのか。

次に、内申書による進学面での検討はどのようにされているのか。

次に、開かれた学校づくりの方策は。

次に、民間学習塾の先生による補習授業の導入の考えはどうか。

次に、道徳教育の実践。人を愛する心、まちに夢を与える心はどのような形で教育されるのか。

次に、全国学力テストの評価は。この評価は、うちの市内における中学校は例えば全国レベルでどの程度の順位に達しているのか、また、県内においてどの程度の順位なのか、お示ししていただきたいと思います。

次に、学校と保護者の連携でございます。これは家庭教育のあり方を私は問うておりますので、その辺のご回答をよろしくお願いいたします。

いろいろと申し上げましたが、この駅前の市有地の売却に絡んでは、これは当然売り手と買い手の問題が発生してくるわけですね。当然買い手の場合は1円でも安く買うというのは、これは常識でございます。そしてまた、売り手の方は少しでも高く売って市民の付託に応えるという義務がございます。私が考えるのには、決して買い手の方は何らの瑕疵もないわけです。売り手の方に瑕疵があったわけなのですよ。だから、その瑕疵を十分に踏まえた上での対応がやっぱり必要だったと思うわけですね。ですから、今日の新聞を見ても、本当に買われた方はどういう思いで新聞を読んでおられたか。私はどちらかというところが痛みます。担当レベルあるいは市長の、市長はこの件に関しては何ら関係がなかったとはいえ、前市長がやったことですから、その後を市長が受け継いでおられますので、その辺のお考えをお聞きしていきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、市民ねっとの鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

冒頭に、通告いただいていた野洲市の株価のご質問がありましたけれども、なかなかお答えしにくいのですけれども、100円がピークで、通常何もなければ79円ぐらいかなと思いますけれども。今回のこの不況による法人市民税の減収と、今も厳しいという

ことをいろいろいただきました。私が4カ月仕事をさせていただきました評価も含めて言いますと、61円ぐらいかなというふうに思っています。

それで、まず第1点目のご質問にお答えしますが、教育委員会へのご質問に関しましては教育長の方からお答えをいたします。

1番目の当該地の売り払い、市有地の売り払いにつきましては、これは平成18年度に策定されました野洲市財政健全化計画に基づき、未利用地の市有地のうち処分すべきものとして区分されました市有地の売却予定一覧により、平成19年度から計画的に売り払いが進められたものの一環でありまして、当該地のみを売り急いだものではないとの認識が庁内での認識でありました。また、売り払い事務につきましても、一般的な案件を適正に処理したものと認識していたとのことから、特に私に報告がなかったものであります。

2番目につきましては、公有財産審議会におきまして、当該地を随意契約により売り払いすることの適否及び売り払い価格について審議が行われております。随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定に該当すると判断されたものであります。また、不動産鑑定につきましては、従来どおり1社としたものであります。なお、鑑定価格は、国家資格を持つ不動産鑑定士が近隣での取引実例価格から算定した基準価格と地価公示価格から算定され、一定の裏付けのある価格であると認識がされておったところでございます。

3番目につきましては、3年間の貸し付け契約を更新した結果、30年以上の期間の賃貸がされております。貸し付け期間を総合的に勘案すれば、上限40%の権利割合が設定されるとの鑑定結果が出されており、その範囲内におきまして買い主との交渉の結果、利用権割合が10%と決定されたものであります。

4番目につきましては、この土地の貸し付け期間中に市の利用計画がなかったことから長期の貸し付けとなり、買い主側から求められた利用権を認めざるを得なくなったものと考えております。

5番目につきましては、当初は昭和53年1月1日であります。2年間で、年間貸し付け料が8万2,000円で貸し付けられております。それ以降は3年間の貸し付け契約を更新しております。最後の契約更新は平成19年でありまして、年間の貸し付け料が41万264円であり、約30年間の貸し付け料の累計額は約1,124万円であります。

6番目のご質問につきましては、少し簡略なご質問でありますけど、理解させていたでいるところで答えさせていただきますと、平成3年の借地借家法の制定あるいは平成

19年の改正は、建物による土地の借用に関わるものであり、この件には該当しなものと考えております。

7番目につきましては、1点目でもお答えいたしましたとおり、一般的な土地売り払いの案件として事務を進めており、結果として市長選後の10月16日に決定をし、翌10月17日の契約となったものであります。私の就任前に、契約が相手方との間に有効に締結されていたという現実が残されておったのみであります。その有効性につきましては弁護士にも確認をいたしております。売り払い価格につきましては、先にお答えしたとおりであります。

8番目につきましては、随意契約ではこれまでも買い主の希望により納付期限を弾力的に設定してきたところであり、今回におきましても買い主の要求を受け入れたものであるとのことであります。

9番目につきましては、売り払い代金の完納を確認し、所有権移転登記を行ったものであり、期間を要したのは、8点目でお答えいたしましたように、買い主の要望により納付期限を遅く設定したことによるものであります。

10番目につきましては、まず私の就任後、11月1日ではございませんでして、10月31日でございますけれども、1点目でお答えいたしましたとおり、今回の売り払い事務につきましては一般的な案件を適正に処理したものと認識していたことから、報告がなかったものであります。

11番目につきましては、ご指摘のとおりでございます。

12番目につきましては、ご指摘のとおり不備な点もありましたことから、契約条項の改正を行います。

13番目につきましては、公有財産貸し付け契約第12条の規定は、地方自治法第238条の5、第3項の規定に基づき、市の他、国、県が公用または公共の用に供するために必要な場合に限られます。今回はこれに当たらないものと判断されたものであります。

なお、第3点目の回答のとおり、権利割合は鑑定結果の範囲内において買い主との交渉の結果、決定されたものであります。

14番目につきましては、個別の案件では個人が特定され、個人情報に属するものと判断されますので、答弁は差し控えざるを得ないと考えております。

15番目につきましては、交渉経過の記録も残っていないと報告を受けております。また、会議の議事録も作成されておらず、審議結果報告書により対応していたとのことであ

ります。

16番目につきましては、ご指摘のとおりであると考えております。今後は公有財産の処分の予定を広く情報公開し、また、公有財産審議委員会に学識経験を有する外部委員を委嘱し、専門性と透明性と一層の公平性の確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の河川管理条例の制定についてお答えをいたします。

現在本市が管理しております河川は準用河川と法定外公共物、いわゆる水路がございます。準用河川につきましては河川法に準じて管理規則を制定しており、法定外公共物につきましては平成17年4月1日に県から譲与を受け、管理条例及び管理規則を定め、河川の適正な利用を目的に制定をしております。今後におきましては、法、規則の制定前の利用におきましても法及び規則に基づき改善指導も行い、治水、環境、景観面も含め実態に即した適正な管理に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の公務員倫理についてでございますが、市民の税金により市民のための公共の仕事に携わっている職員には、当然市民の方々から倫理観について厳しい目が注がれていると受けとめております。このような中、職員はコスト意識を持ち、また、費用対効果も考えながら業務の遂行に当たっていると認識しております。私が市長に就任後、職員にはあらゆる場を通じて市民の声、活動等、地域全体の状況の把握、分析、それをもとにした改善を行い、費用対効果を見極めた上で地域全体を経営していくという地域経営感覚を持つよう指導しているところであります。今後も市民の目線に立った行政が推進できるよう、より一層職員の意識改革とその実行に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の今後の有隣館建設整備計画の方針についてお答えをいたします。

ご承知のように現在の有隣館は昭和36年に建設されたものであり、老朽化が進み、第2種社会福祉施設としての機能や耐震化やバリアフリー化ができておらず、安心安全な建物ではありません。このため、旧中主町時代から建て替え計画が検討され、新市のまちづくり計画にも優先施設として引き継がれ、施設の整備が進められてきました。しかし、その後、コミュニティセンターなかさと及びひょうずが新たに先行して建設整備されたことに伴い、現在計画中の新有隣館がコミセン等との施設と重複した施設とならないよう、現在実施している隣保事業の内容やその事業に見合った施設の規模や維持管理経費等につきまして総合的に検討し、見直すことといたしました。

平成21年度の建設が約束されていたことも含めまして、私自らが地元に出向き、自治会役員や隣保館整備検討委員会の皆様にもご説明申し上げましたところ、提案を受け入れ

ていただき、再検討の運びとなったところであります。

そこで、今後の取り組みについてであります。人権・同和問題の早期の解決と当地域が抱える課題解決に向け、隣保事業を継続する必要があると認識しており、早急に関係機関等と協議調整しながら、有隣館機能を果たす施設の整備に向け、速やかに見直す作業に入りたいと考えております。

次に、5点目の雇用対策についてお答えいたします。

1項目めの3月までに職を失う見通しの非正規労働者の本市の状況についてであります。ご指摘のとおり、厚生労働省が2月末に発表した滋賀県内で3月末に職を失う見通しの非正規労働者は4,603人です。その市町村別の数値につきましては公表されておりませんので、把握できておりません。

2項目めの雇用調整助成金であります。1月末現在の雇用調整助成金の計画書受理件数は滋賀県内で231件です。本件についても、市町別の数値についても公表されておりません。

次に、雇用調整助成金の内容であります。今回の景気の低迷による企業収益の悪化から事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用する労働者を一時的に休業させ、また、教育訓練や出向させる場合に、それらに係る手当や賃金等の一部を助成するものであります。

3項目めの本市の雇用対策についてであります。この2月、市内主要企業、事業者に対し、非正規労働者を含む全労働者の雇用の維持確保、内定取り消しの回避、新規学卒者の採用などについて市から緊急要請をしたところであります。なお、雇用状況の聞き取りの結果、業種によって差違はあるものの、大手企業においては数百人、中小企業においては数人から数十人の単位の契約期間満了時の雇いどめをせざるを得ない状況であるとのことでありました。

また、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出特別対策事業についてであります。その後の県との協議により事業区分等が変更になりました。その内容といたしましては、ふるさと雇用再生特別交付金事業としては、観光物産資源活用プランナーを育成する事業で、野洲の名産品を発掘し、販売等のビジネス化をする事業の他1事業で2人を、また、緊急雇用創出特別対策事業として、里山登山道及び自転車道の調査、環境整備をする事業など6事業で延べ16人、さらに臨時職員として12人、合計で延べ30人の採用を計画しております。今後の進め方につきましては、議会にお諮りをさせていただく予定

であります。なお、これらの事業につきましては、急を要する事業であることから、雇用に係る募集等の事務については現在準備を進めているところであります。

続きまして、6点目の2次補正予算による本市の影響についてお答えをいたします。

国の2次補正予算によりまして、平成20年度一般会計補正予算に現在計上しておりますのが地域活性化・生活対策臨時交付金でありまして、農道舗装事業、道路維持事業、交通安全施設整備事業の合計で6,655万5,000円であります。

また、農山村活性化プロジェクト支援交付金については、農道舗装事業に612万6,000円を充当しております。

定額給付金事業につきましては、7億8,830万1,000円、子育て応援特別手当交付金についても4,101万7,000円を計上いたしております。

ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出特別対策事業につきましては、先にお答えしたとおりでございます。

次に、7点目の固定財源の確保についてお答えいたします。

議員ご指摘の市街化区域の拡大による固定資産税の増収につきましては、有効な固定財源の確保につながるものと承知をしております。本市の市街化区域につきましては、確かに近隣の市と比較いたしますと低い比率であります。それらに合わせて比率を高めるのではなく、計画的に適正な形で面整備が進められる地域につきましては、基盤整備計画を明らかにし、市街化の拡大を進めたいと考えております。引き続き企業誘致とあわせながら、人口の増加による個人住民税や固定資産税等の安定的な財源が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、市民ねっとの鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきました。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 市民ねっとを代表されました鈴木議員の教育問題についてお答えをいたします。

まず、第1点目の携帯電話やパソコンについてでございますが、本市の小中学校の携帯電話の所有率のご質問でございますが、学校によって若干の違いがありますが、この3月の調査では、本市の小学校5年生では11.8%、中学2年生では56.0%でありました。平成19年度に県が調査した結果と比較しますと、小学校5年生では県平均より低く、反対に中学2年生では県より高い所持率となっております。

また、携帯電話による被害は把握しにくいのが現状ですが、今年度の報告は受けており

ません。携帯電話やメールによるトラブルが発生した場合は迅速に対処し、市教委へ報告するよう指導しております。

次に、2点目の2次補正による耐震対策についてであります。先に市長の方から国の2次補正関連の説明がありましたように、本市では今回の教育関係の耐震対策は該当しません。現状につきましては、今年度末に耐震診断結果が判明した段階で耐震化計画を策定する予定でございます。なお、引き続き施設管理者として安全第一と考え取り組んでまいりたいと思います。

3点目の生徒の体力向上や精神修養の教育の実施についてでございますが、子どもたちの体力向上には、日ごろからいろいろな運動に親しみ、日常生活の中に積極的に取り入れていくことが重要です。そのため、小学校では体育の時間だけでなく、休み時間の外遊びなど、思う存分体を動かし、運動習慣を身に付けさせるようにしております。中学校では、部活動の中で自分のやりたい運動に取り組み継続することで体力の向上を図っております。また、運動や部活動は体力向上だけでなく、忍耐力や精神力を育て、指導者や仲間への挨拶、規律を守ることなど、社会生活に必要な礼節を学ぶよい機会でもあります。授業や日常生活もあわせて、規範意識や精神力の育成を図っていきたいと考えます。

次に、4点目の内申書による進学面での検討についてであります。高校入試には一般的には願書と個人調査書、これが内申書と呼ばれているものですが、これを学校から提出することになっています。個人調査報告書は、個々の生徒の日ごろの学習状況や特性、頑張りを表記したものです。これらの個人調査報告書につきましては、受験先高校の判断に任されています。

5点目の開かれた学校づくりの方策であります。開かれた学校づくりの基本は学校と地域の協働であると考えております。学校の教育方針や教育活動等を広く地域に伝え、地域の環境を積極的に取り入れたり、地域の人材や企業等の協力を得たりしながら、各学校が独自性と自主性を生み出し、地域に根差した教育を進めていくことが開かれた学校づくりにつながると考えております。この方針を具体的な事業に反映させるため、平成21年度予算では新規に元気な学校づくり事業を立ち上げました。この事業を通しまして、地域に開かれた活力ある学校づくりを進めていきたいと考えています。

6点目の民間学習塾の先生による補習授業についてですが、どの子にも確かな学力を身に付けさせることが学校教育の責務であります。現状では補習授業の実施は、授業時数の増加や子どもの安全対策から難しい状況にあります。民間学習塾の先生による補習授業に

つきましてご提言いただきましたが、教育課程の中で各学校の授業改善と創意工夫により学力の定着を図っていきます。

7点目の道徳教育の実践についてですが、先ほどもお答えしましたように、社会生活を営む上で必要は規範意識や礼節、人を敬う心などの育成は、これからますます重要であると考えます。道徳教育は、週1回の道徳の時間だけでなく、全教育活動の中で推進するものとの考えから、各学校とも全体計画に基づき精力的に取り組んでいます。道徳教育は頭で理解するのではなく、五感を通じて真に心に響くものでないと実践に結び付きません。その意味から、地域の人の参加、協力を求めたり、体験活動等を取り入れたりして魅力ある学習を進めているところです。その中で、ご指摘のような心をはぐくんでいきたいと考えます。

8点目の全国学力・学習状況調査についてですが、中学校の順位をとということでございますが、これにつきましては、文部科学省のご指導にもありますように、順位を公表することは差し控えさせていただきます。ただ、私の認識といたしましては、市の平均正答率は県や国とほとんど変わらないというように認識をいたしております。

ただ、この学力・学習状況調査ということは、その結果を踏まえて学力の向上を図るために各学校で自分の学校の学力向上策を策定し、その検証を進めてきたところでございます。結果分析をもとにして、教師が学力向上に対する意識を持ち、授業改善をしながら学校改善を図っていくその過程こそが大切であると考えております。

最後に、学校と保護者の連携についてであります。言うまでもなく子どもの健全な成長には学校と家庭の連携が不可欠です。学校から一人ひとりの子どものよいところを見付け、保護者に伝えるとともに、今課題となっているところを共有し、家庭に任せるべきこと、学校が指導すべきことをはっきりさせながら一緒に考えていくようにしています。しかしながら、さまざまな家庭環境、課題が複雑に絡み、学校だけでは解決が難しいケースもふえてきております。今後も福祉、相談機関など関係機関からのご意見をいただき、組織的な取り組みを進めていきたいと考えます。

また、家庭教育につきましては、市PTA連絡協議会と連携しながら、親子ひびきあい事業を委託し、各校園にて子育て研究会など、それぞれ特色ある取り組みを実施していただいております。また、県主催の家庭教育活性化推進事業を活用し、PTA子育て学習講習会や子育てサポーター実践交流会への参加を呼びかけており、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進にも取り組んでおります。

家庭教育はすべての教育の原点との認識のもとに、家庭や地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携、協力して市全体で子どもの育ちを支える環境づくりに努め、また、地域や学校などで子育てに関する学習の場を充実するとともに、家庭での親子のふれあいを広げるために、子どもの読書活動の推進などに取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） まず、1点目の市有地売却における説明責任ということでございますが、16点にわたるさまざまな部分でお尋ねをいたしました。これは去年の12月議会と重複する部分もございますので、今、市長の回答の中で、さらりと流したような回答と私は感じておりましたが。

まず、市民への説明責任をどういうように持っていくか。この手法を私、一番心配しているのです。今日、新聞に載ってあったああいうような形だけでは市民は納得できないと思うのです。ですから、やはりその説明責任というのは当然あなたたちにあるわけですからね。これ、所有権移転、ほとんど事務作業は終わってると思うのですよ。やっぱりこうした問題は行政としてきちっとやっぱり市民に知らせてほしい。そうでないとやっぱり納得がいかない部分がございます。やはり市長のところにも手紙が行きましたね。私にも何通か来ました。だから、やっぱりきちっとした説明責任を果たせる、そういう手段の方法をどのように考えておられるのか。

そして、今後、市有地、まだまだたくさんこういう問題が出てくると思うのですよ。この件に関して、今後改善策として、前でも全協でそういうような改善策を報告を受けましたが、やはりきちっとした改善策、やはり外部から委員を入れられる、それだけではやっぱり済まないと思うのですよ。やはりどういう方を外部から入れていくと。当然利害関係のない方に入ってもらわないといけない。公平公正な方をね。だから、そういうような手法をやはりきちっとつかんだ上での説明を求めたいと思います。

そしてまた、この中で、鑑定士の所見の中で鑑定価格についてということで、不動産鑑定価格は直近の取引事例という形が出ておりますが、この不動産鑑定士の中身を見てみますと、県の公示価格とかそういうようなものに基づいた直近の場所を確認してきちっとした手だてを踏まないで、県下の公示価格を参考にされているだけのことですね。これはあくまで自分の手を汚してないのですよ。自分の体を動かしてないのですよ。だから、この

場所に近いとこで直近の取引事例が2例ほどございます。だから、こういうものがすべて間違っているわけなんですね。鑑定士さん、この直近の取引事例等を参考にということを、基準にということを書いておられますが、これはでたらめですよ。だから、そういうことにすら私は疑問を感じるわけですね。

だから、出されたこの中で、これはいつでしたかな。市有地の売り払いについてということで、これは協議会で出されましたね。ですから、出された以上は、直近の取引事例といたら、直近ってどこですか。そういうところをお示しして下さい。

以上です。

次に、河川管理条例の制定について、私、祇王井川を申し上げましたが、祇王井川は170年代に、これは平安末期です。祇王、祇女が、要するに下流の農作業を営む方の水利が非常に悪いということで、祇王出身のお二方の女性が当時の権力者、平清盛に嘆願いたしまして、ああした立派な祇王井川が今現在できておるわけですね。ところが、その祇王井川を見てみますと、大変な状況になっております。私が言うまでもなく、やはり県から4月に移譲されるわけですから、これ以上執拗に私は言いたくないですが、その辺の対応をどのようにされていくのか。きちっとした対応策を示していただきたいと思います。

それともう一点、河川管理条例の中で、教育委員会はいいことを言ってはりますな。文化遺産の継承と豊かな文化の創造の中で、歴史民俗博物館を拠点として、銅鐸、祇王、祇女というような位置付けで、子どもに教育をしていくということですね。今の現状のあの祇王井川を見てどういうように子どもに教育されますか。その辺を1点お尋ねしたいと思います。

次、公務員倫理についてお尋ねしたいと思います。ただいま市長の説明の中では、コスト意識、市民の声、そういったものを分析し、また、その中で費用対効果を見極めながらそれぞれ四百何名の職員さんに教育というのですか、そういう指導をしていくという回答だと私は思いますが。そうですね。さまざまな職員さんも中にいらっしゃるわけなんですよ。今、一番目に言いました駅前市有地の売却に関しましても、あのような軽率なことで市有地を売却されたという、そういうものが表に出ていますね。この裏を見ますと、もっともっとさまざまな倫理観が欠如していると私は思います。

そうしたことを、いろんな研修とかそういうような機会をとらまえて意識高揚を図っておられると思いますが、後で立入議員の一般質問もあろうかと思いますがけれども、せんだっての職員の飲酒運転による事故とか、そういうさまざまなことが、これは表に出てるだ

けのことでございます。内に秘められた因子がかなり私はあると思うわけです。そういう部分について、今後どのように四百数十名の職員さんを教育されていくのか。これは今、新しく市長になられた山仲市長の大きな第一の仕事だと私は思います。やはりその教育によってその方たちの英知をやはりすくい上げて、すばらしい野洲をつくっていかな、だめだと思うのですよ。今までみたいに、前市長のときみたいに、その市長が言ったことしか従わないというような、そういうやり方では野洲はようになりません。はっきり申し上げます。やはり四百何人の職員の英知を結集して、それからやっぱり新しい野洲をつくっていくというようなその思いを、市長、また答えて下さい。

次に、有隣館建設についてお尋ねしたいと思います。

これは平成20年度予算で事業費が8,773万2,000円、これは設計、さまざまなものが計上されております。私ども市民ねっとがこの予算に関して反対をいたしております。なぜ反対をしてまいったかと申し上げますと、まず、事業費が4億というような莫大な金額になる。そしてまた、国の補助金が絡むというようなことでございましたが、国の補助金自体も1億に満たないかそれぐらいの額だと思うのですね。3分の2は当然市単費で持ち出していかなければならない。それ以前にひょうずコミセン、なかさとコミセンが建築されております。そうしたような重複施設をいくつ作っていくのか。当然、建物を建てたら後のメンテナンスコストがかかってくるというのは、これは必定なんですね。そういう意味で私たちは反対をしてまいりました。ですから、当然地域の方に足を運んで市長はそれなりの自分の哲学をお説きになって、今回予算付けをされないという形になりましたが、これは私が考えるのには、当然地域の方もさることながら、やはり野洲市民全体の、市民がまずどのように考えているかということをしちっと掌握していかなければ、事業遂行にあたってこのつまづきが出るようなことではまずいわけですから、やはり有隣館は有隣館としての機能は果たしていただきたいという思いは当然持っていますよ。でも、市民がまずどのように思っておられるのか。やっぱりそれを確認してもらう必要があると思います。ですから、5万市民全部にその意見を統一せいという、そんなことはなかなか不可能ですから、やはりそれぞれの団体、それぞれの各種各分野でそういうことをお尋ねして、有隣館建設に臨んでいくものなら、私はまずは考えるところはあるのじゃなかろうかなと思います。

次に、雇用対策についてでございますが、既決予算の中で、今回国においては1,600億の予算が補正で出ておりますね。緊急雇用創出事業で1,500億、中小企業経営強

化促進事業費で45億、これはさまざまなこういう国の2次補正で既決予算に上乗せした額ですね。こうしたものをどのような形で雇用対策につなげていかれるのか。その部分をお尋ねしたいと思います。

次に、2次補正による影響ですね。まず、ただいま申し上げました雇用対策も含めて、例えば農林水産業創出対策費におきましては、強い農林水産業創出対策事業費で水田最大活用推進緊急事業費で381億円、また、強い農業づくり交付金で100億、食料供給力向上緊急機械リース支援事業で50億というような形で、また、農商工連携施設整備事業費で10億が出ております。さまざまな農業関係に関する2次補正が出ております。こうしたものの対応をお尋ねしたいと思います。

それで、まず、学校の耐震でございますが、今回の補正で、教育長、既決予算の中で500億の予算措置がされてますね。今回、この21年度の施策の中を見てみますと、学校3校やったかな、その中で皆これ、耐震に対する判定の予算しか見てないのですよ。これ、即判定が出たら、なかなかこういう、今、選挙前だから、自民党の皆さん、頑張って2次補正でもして、何とか選挙に向けて頑張ろうというような形で2次補正をされているわけですから、こういうものをうまく使ってやはり耐震に結び付けていかなだめだと思うのですよ。なかなか、教育長、よう言うときますけど、こんな2次補正の額なんて出ませんよ、これから先。絶対出ませんよ。だから、今いいチャンスですから、うまく計画を立てて2次補正に臨んでいただきたい。そういう思いをしています。ご回答をお願いしたいと思います。

次に、固定財源の確保で再度お伺いしたいと思います。

市長は今申されましたように、計画的に面整備を進めていこうという積極的な考え方で、私もそれに対しては共感をしております。ただ安易にその市街化区域を拡大するだけじゃなしに、その中にはやはり秩序のある新しいまちづくりをつくっていかなければならないという思いを私は持っております。まず考えてみますと、38.5%もある草津市がまだまだ市街化区域を拡大していくということは、どこまでどうもうなのかなと。野洲のこともちょっとぐらい考えてくれたらいいのになという思いを私は持っております。ですから、こういうような施策については、やはり固定財源確保のために、市長、計画的な面整備というお話がございましたが、どのような計画を持ってどのような面整備をされるのかお尋ねしたいと思います。

次に、教育問題についてお尋ねしたいと思います。

内申書による進学面での検討ということは、内申書が学校受験にどれだけの影響を与えているかということですね。これは親御さんも見られないのです、内申書は。例えば先生が35人の子どもを教えておられて、1人ずつの子どもの個性がどこまで見抜けるか。それを私は問いたいのですよ。大変ですよ、先生も。例えば体育の時間に体にアトピーのある子どもがおったら、かゆくて体育ができないですね。そういう子どもなんか、気の毒に、内申書は悪いですよ。当然悪いですよ。そういう子どもらの内申書というのは、やっぱりかなり反映されると思うのですね。

先生はそういう内因子に秘められた子どもの体のことまでわかりません。中学校になると自分の体の欠点をさらけ出すということは非常に恥ずかしくりますので、そういう部分について教育委員会は、これは先生、あんたがやっぱり先生にやっぱりきちっとこれ、意思疎通をしていかなだめなんです。学校長だけにぱっと連絡しててもだめなんです。ですから、1人ずつの子どもの個性をどこまで見抜けて、どこまでそれが内申書に反映させるか。それが大きな仕事だと私は思います。いろいろと道徳教育をね。学校のテストのこの結果が発表されないということは、非常に私は残念だと思います。

以上で終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の土地の取引に関してでございますけれども、市民への説明につきましてはさまざまな手段があると思っております、まず、やはり市民の代表である議会の議員の皆様方に説明をさせていただくというのが一番かなと思っております、今回の議会の初日の提案理由説明で、その時点までで把握していることについて最大限ご説明をさせていただいたところでございます。

市民からの手紙が1通ありましたけれども、それについては既にお答えをさせていただいておりますし、その後はいただいております。これはどこまで何を説明するかといいますが、事実を説明するしかございませんでして、なぜそうなったかといいますが、先ほどもご説明いたしましたように、通常取引であったりとか、あるいは通常やり方であったという認識でここまで来たということでございます。結果としてさまざま議論はございますが、議員もご確認いただいておりますように、契約は有効でございましたから、当然支払いがあって登記がされております。ですから、事案としては完了しておりますが、なぜそうなったかという、これは冒頭に申し上げたように時期の問題、手続の問題、あ

るいは収納の問題等ありまして、それは今後改善をしていくべきかなというふうに思っております。今回の議会の報告がまた市民の皆さん方にお配りされますので、またそれをもって一層のご理解を賜ればというふうに思っております。

それと、公有財産の処分に関する委員会の委員をどうするかということにつきましては、これも既にご説明しておりますように、外部の委員を当然入れて構成させていただきたいと思っております。これは専門性と外部性、いわゆる公開性の2点から必要であると考えておりまして、通常は専門家として会計に詳しい方、あるいは弁護士さんを入れるかどうかは別として、司法関係に詳しい方等が入っていただく。あるいは研究者の人に入っていただくといったことかなと。それによって外部性と専門性を兼ね備えた形での要素を入れたいというふうに思っております。

それと、鑑定につきましては、ご指摘のように通常のやり方をされています。直近の近隣の売買事例が入れられております。これは単に何らかの統計資料でされたものではございませんでして、当該土地の一番近くでその時点で一番最近に取引された具体的な価格を評価してやられております。ただ、その得られたデータが当然個人の情報でありますから、実際にどの金額が動いているかというのは、それはどこまで把握できているかはありますけれども、客観的に把握されている売買の価格は取り込んだ上で評価はされておることは確認いたしております。

次に、河川の管理につきましてでありますけれども、これは当然先ほどもご説明いたしましたように、的確に管理をしていきたいというふうに思っております。祇王井川だけではなしに、まだまだ治水の問題もありますので、そういった点も含めて総合的な観点から河川管理を進めていきたいと考えております。

それと、あと、公務員の倫理につきましてはどういう方針で臨むのかということでございますけれども、方針は先ほど申し上げたことですが、やはり具体的には仕事においてその都度確認をして改善をしていくというやり方、これは一番、迂遠ではありますけれども着実にやるやり方だと思っております。ただ、私がすべての職員さんに口で説いても意味がありませんから、順番に部長、あるいは部長から課長へと、あるいは直接また私が様々な職階の職員と色々な仕事で接するとき確認をして指導していくというやり方でやっていくべきが一方と、年度初め、終わり、あるいはその都度に全体に語りかけるという形のことだと思っております。ですから、通常は研修をすると言いますがけれども、研修だけではだめでして、先ほどの道徳教育における総合的な中でやるのと同じことで、実務に即して改

善指導をしていくべきかなというふうに思っております。

それと、有隣館につきましては、これは市民のご意見をということでもありますけれども、先ほど申しあげましたように旧中主町からの課題、そしてから新市においても優先的にということで、ここまで来ております。地域の方も当然市の提案ということで、土地代、整備代、すべて入れますと約5億円の事業がこの4月から開始されるという約束を、これはご質問の鈴木議員が反対されたということでもありますけれども、市の方針としては4月から事業が動くということで期待されておりました。

だから、それにつきましては、先ほども説明いたしましたように、重複の施設であるとか今後残された課題が本当に何なのか、その課題の解決に資する施設なのか、あるいは年間の維持管理費が今の施設と比べると2倍以上になると思っています。ということは、これは人権施策あるいは同和対策費が今後また数千万円レベルで膨らんでいくという、そういう管理の面も一緒に議論させていただいた中で、課題の解決に本当に役立つ施設に持っていきたいということでしたので、市民にどう問いかけるかということにつきましては、これはまた市民を代表していただいている議会とご審議を賜って、方向付けを速やかにしていきたいというふうに考えております。

あと、雇用対策については、これは部長の方からまとめてお答えをさせていただきます。

あと、固定財源をどのような計画でもってどのようにするかということですが、これについては、やはり今までも野洲市の場合は都市計画マスタープランで市街化区域に編入すべき区域というのが本当にたくさん候補に挙がっております。よくこれだけ挙がっているというぐらいに挙がっております。すべてそれが県レベルで採用がされていません。

なぜそうなっているかといいますと、実現の可能性が低いと。その実現の可能性といいますと、区域に色塗りをしても、そこがきちっと、通常5年、10年の時間感覚なんですけれども、整備がされて、そこに開発が張り付くかどうかの信頼性がないということが1つ。もう一つは、既に残っている市街化区域がまだきちっと計画的に開発されていないという、2つの点です。私としてはやはり道路ですとかといった基盤整備、あるいは鉄道もあると思いますけれども、そういった基盤整備とあわせて実現性の高い計画を明らかにしていった上で、市街化区域に編入していくということを考えております。

当然何を張り付けるかという話になりますと、働く場所と住む場所ということですから、これが単に市街化区域をふやすということじゃなしに、あるいは税収をふやすというだけじゃなしに、今住んでおられる市民の皆さん方が住みやすい地域として望んでおられるよ

うな形の絵をかいた上で、面積の絵をかいていきたいというふうに思っております。特にやはり道路、あるいは鉄道の整備をきちっと押さえない限りいつまでたってもだめだと思っておりますし、それも単に農地の転用というのじゃなしに、これも先にお答えしましたように、農業資本の投資がされていて、本来やはり農業をするべき場所で虫食い状態で開発がされないような形で本来守るべき農地が守られると。一方は、市街化的な利用がふさわしい区域が何なのかというのを振り割った上で進めていくべきかなという風に考えております。

以上、鈴木議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

祇王井川の件でございますが、私も祇王井川を全部歩きました。今から2年ぐらい前に全部歩きました。生和神社の裏あたりはきれいに整備をされているのですが、全体的にまだまだ歩けないとか入れないというようなところがあるように認識しております。

ただ、学校教育の中で考えてみますと、新しい情報では、地域の皆さんのご協力で、祇王井川の一部になりますけど、魚を放流しようじゃないかというような計画をされているところもございまして、やっぱり子どもたちとか、生徒あるいは児童が祇王井川を観察したり見たりして、そこから何ができるかという、そういった一步一步の営みの中から祇王井川に関心を持って、そして祇王、祇女のああいった業績に関心を持って、そして子どもたちのできる力でやっていくことが、地域やいろんなものを動かしていく力になるのではないかなと、そんな活動があちこちで芽生えていけば、学校教育としてはありがたいかなと、そんなふうに考えております。

それから、2点目の内申書の件でございますが、学校には例えば体のいろんな状況については養護教諭の先生がいますので、そういった養護教諭が把握していますし、担任も把握しています。それから、中学校ですと、いろんな教科で先生がかわります。そういった先生それぞれがその1人の子どもについての特性や成績やいろんな体の様子や、そんなことを把握しておりますして、それらを全部総合してそういった成績を付けておるのが学校の中でございます。

もう一つは、内申書には教科の点数で表す成績と、もう一つは文書で表します所見欄というのがございます。そういう中でその子どものことについてきちっと書くことによりまして、その子どもが不利にならないよう内申書の中で書いている。そして総合的に判断を

して記述をすると、こういうふうにしてございます。ご指摘がございましたように、それでもやはり教師一人ひとりがその子ども一人ひとりの十二分の把握していくという、こういう努力は常にしていくことが肝要かなと、そんなふうに思いますし、そのことが子どもを理解する上で一番大事なことだという認識をしております。

2次補正のことにつきましては、教育部長の方から答えさせます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 鈴木議員のご質問の中の、国の2次補正を活用した学校施設の耐震化の関係にお答えいたします。

今回の国の2次補正につきましては501億円を計上されておられまして、I s 値0.3未満の施設につきまして平成23年度までに耐震化を図るべく、前倒し予算を計上されました。補助率も2分の1から3分の1に引き上げるとともに、記載の方も補助残の100%充当となっております。ただし、I s 値0.3未満の施設で工事費を対象といたしております。

本市の場合ですけれども、21年度当初予算では、先ほどございましたように、また、この前の全員協議会でもご説明申し上げましたように、耐震診断の判定評価に相当の期間がかかりますことから、判定手数料のみを21年度当初予算に計上させていただいたところでございます。その後は具体的な実施設計が必要となってまいりますので、この国の2次補正にのるには少し難しいかというふうに考えております。

しかし、いずれにしましても、学校施設の耐震化につきましては、以前からも申し上げておりますように早期完了を目指しまして、可能な範囲で市の補正予算等も活用しながら積極的に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

失礼いたしました。補助率の関係でございますけれども、2分の1から3分の2に引き上げでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、鈴木議員の再質問の中で、雇用対策に係ります本市の事業費規模につきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほども話がありましたとおり、国の方ではふるさと雇用再生で2,500億、あるいは緊急雇用で1,500億という2次補正でございます。そういった中で、野洲市につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金事業について2事業を今考えておりまして、額に

いたしまして813万9,000円ということでございます。また、緊急雇用創出特別対策事業といたしまして、6事業で1,300万4,000円を計画いたしております。また、事務補助といたしまして、臨時職員の12名の雇用も計画いたしております、この額につきましては1,050万円ということでございます。合計額にいたしまして3,164万3,000円を見込んでおるものでございます。

なお、この事業につきましては、鈴木議員の質問にもありましたように、国の2次補正によるものでございまして、全額国庫から支出金、いわゆる交付金として対応いただくものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 経済環境部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、鈴木議員の再質問の農林水産関係の2次補正予算についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、先ほど市長が申しあげました2次補正の関係の中では、これは市の補正予算に計上されているものだけを限定させてもらいまして市長が答弁させていただいたということをもまず申し上げたいと思います。

先ほど鈴木議員が聞いていただいた水田フル活用推進交付金、これは20年産の生産調整を実施していただいた方で21年産も生産調整を実施することを約束された農業者に対して、反当たり3,000円を交付させていただくような形になってございまして、これは大体本市におきまして1,526ヘクタールございます。大体それで10アール当たりの3,000円を掛けていただくと、4,578万円というのを見込んでございます。

それから、あともう一つは、食料自給力向上緊急生産拡大対策事業というのが、これが21年産の生産調整を拡大した分につきましては、これは10アール当たり1万5,000円という形で、これは一応本市におきましては39ヘクタールございまして、それに対しては585万円ぐらいを見込んでございます。これは野洲市の水田農業推進協議会の方に交付されるような形になってございます。それから各農家の方に配分をされるような形になってございます。

それから、あと、ご指摘いただきました強い農業づくり交付金ですとか、あと、農商工連携施設整備事業につきましては、本市は該当がございません。

それから、あと、これは議員からはご指摘はなかったんですけども、ふるさと地域資源活用促進緊急対策ということで、これは先般の全員協議会でもご紹介申し上げましたとお

り、おいで野洲まるかじり協議会ということの設立に関しまして、この補正予算を活用させていただいております。これは20年の補正予算の充当分では67万円ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

代表質問に入る前に、市長から発言を求めておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの市民ねっと、鈴木議員の再質問で、土地の売却の件に関しまして答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

市民からの手紙が1通あって、回答していると申し上げましたが、この1通につきましては2月4日付で受け付けておりました。回答するように指示をして、してあるものと思っていまして、議会でのいろんな質疑応答を踏まえた上で回答しようという担当課長の判断で、まだ回答ができておりませんでした。おわびします。

それと、2月19日付でもう一通お手紙をいただいております。これは私も報告を受けておりませんでしたので、現在2通いただいております。2通にまだ回答ができておりません。訂正しておわびさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、環境経済部政策監より発言を求められておりますので、これを許します。

環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 済みません。先ほど市民ねっとの鈴木議員の方からの再質問で、農林水産関係の2次補正予算で1つ。大体申し上げたんですが、1点だけ申しそびれてございまして。

食料供給力向上緊急機械リース支援事業ということで、これにつきましては本市では5件で700万円を今申請中ということでございます。結果についてはまだ届いておりませんので、追加させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） それでは、代表質問に入ります。

公明党、第9番、梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 9番、梶山幾世でございます。平成21年3月議会で、私は公明党を代表して質問させていただきます。

まずはじめに、平成21年度施政方針についてお伺いたします。

景気は昨秋から急速かつ大幅に降下しつつあります。グローバルなインターネット社会が世界経済に同時にブレーキを踏ませ、世界同時不況という台風並みの逆風にさらされております。日々の新聞紙面には大手優良企業の歴史的な経営悪化の情報が飛び交っております。NEC2万人、日立7,000人、日産2万人、派遣切りでとどまらず、正規社員のリストラ計画が次々と発表され、完全失業率が過去のピークであった2002年の5.4%を超え、7%前後にまで上昇する可能性が高いと見られております。国もいわゆる三段ロケットで75兆円規模の総合的な経済対策を打ち出し、生活支援策、景気浮揚策に懸命でございます。

この難局にあたって、我がまち野洲市では超緊縮予算が提示されました。我がまちの政治や行政に取り組む使命と責任は何か。とりもなおさず市民の生活を守り、雇用を守ることに尽きます。未曾有の経済状況に立ち向かう市長のリーダーシップのもと、未曾有の地域政策の展開が今ほど要請されることはありません。対策の成否を握るのは、規模だけではなく実行力とスピードも必要になってきます。補正予算や新年度予算は市長の我がまちの設計図であります。市長はどのような意図でもって逆風にも負けない設計図を描かれたのか。次の点についてお伺いたします。

まず1つ。昨年後半からの世界的な景気後退の波が我がまちの地域経済にどのように押し寄せているのか、市長の認識をお伺いたします。

2点目に、3月4日やっと決まりました国の75兆円の対策と本市の対策と本市の取り組みについてお伺いたします。

まず1つ、第2次補正予算の目玉は定額給付金でございます。12月議会でも質問させていただきましたが、さまざまな論議はありましたが、給付金付き定額減税は世界の潮流であり、今か今かと胸躍らせる庶民の期待に応じるべく、早期かつ円滑な給付のために今後のスケジュールと地域経済活性化につなげるべく、市長の決意と具体策をお伺いたします。

2、子育て応援特別手当は第2子以降の3歳から5歳の子どもを持つ家庭に年額3万6,000円が支給されますが、対象者に完全に支給できるための取り組みについてお伺いたします。

3、妊婦健診の無料化については14回までが無料となりました。現在本市は2,500円を10回の無料券を配付されております。これを14回にしても受診の負担がかかってまいります。完全に個人負担をなくすためには28回のチケットの発行が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

4、雇用対策についてお伺いいたします。自治体による雇用機会創出のために、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業が用意されております。本市はふるさと雇用再生特別対策事業では600万円の交付金で2事業、2名の雇用、緊急雇用創出特別事業では1,934万1,000円の交付金で9事業、20名の雇用の計画が全員協議会で提示されました。ぜひ全額補助されます雇用創出事業が十分に生かされますよう、目的にかなった本市の具体的な取り組みをお伺いいたします。

5、次に、中小企業支援策についてお伺いいたします。緊急保証、セーフティネット貸し付け30兆円その他、金融機関への資本注入枠も10兆円追加、省エネ設備投資の減税や中小企業の税率引き下げもあり、これだけ合わせても40兆4,300億円の規模になります。この他、銀行等保有株式取得機構の活用評価で20兆円が計上されております。昨年10月31日、緊急保証制度がスタートして、全国的にも多くの企業がこの制度で救われたとの声を新聞等で見ております。本市も今日まで220件の申し込みの認定をされたと聞きましたが、現在までに何人の方がこの制度で融資を受けられたのかお伺いいたします。

中小企業を訪問する中で、認定はされたものの融資が受けられず困っておられる企業もあり、申込者が順調にしているのかどうか確認、フォローしていくことが中小企業を元気にしていくことにつながると思います。中小企業を守るためにどのような考えをお持ちなのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、地域活性化では、地域活性化交付金6,000億円や地域活力基盤創造交付金9,400億円、経済緊急対応予備費1兆円、緊急防災災害復旧対策や学校耐震化約7,200億円、これらを合わせると約4兆7,600億円、いずれも事業規模で給付金の2兆円を大きく上回っております。本市のこれらの取り組みについてお伺いいたします。

大きく3点目、市長の具体的な福祉面の取り組みが掲げられておりますが、急速な経済の冷え込みは社会的弱者と言われる高齢者や障がい者にしわ寄せが行き、その影には女性、子どもを後ろ向きにさせ、下を向かせることにもつながってまいります。市長はどのようなセーフティネットで市民に明るい展望を示し、市民に春を呼び込もうとされているのか

お伺いいたします。

4点目、この経済危機をチャンスととらえ、新たな日本の展望を開くかぎは環境と農業だと言われております。アメリカでもグリーン・ニュー・ディールへと大胆にかじを切ったオバマ・アメリカ大統領の登場もあり、世界の潮流になりつつあります。私も昨年9月議会でグリーンカーテン、エコ・アクション・ポイント事業の実施を質問いたしましたが、環境と農業、両分野を軸とした緑の社会への構造改革についての市長の認識と我がまちの取り組みについてお伺いいたします。

最後に、平成21年度教育方針の中から質問をいたします。特に安心安全の教育環境と子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。

子どもの居場所は安心安全面でもとても大事な点であります。学童保育所と放課後子ども教室については、保護者からも常に要望がある課題でございます。今後のあり方について、施設の整備面も含めて検討するとありますが、具体的な考えをお伺いいたします。

次に、特別支援教育について。昨年度より発達支援センターも設置され、特別支援を必要とする児童・生徒への自立へ向けての整備も前進し、保護者の方々からは大変に喜ばれておりますが、保護者の悩み、子どもたちの障がいもさまざまでございます。教育長の特別支援教育についての見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公明党の梶山議員のご質問にお答えをいたします。なお、教育委員会に係るご質問につきましては教育長の方からお答えをいたします。

まず、1点目の経済情勢の認識についてお答えをいたします。

既に公表されましたGDPの速報値では、実質経済成長率は年率でマイナス12.7%となり、日本の景気は急速に悪化している状況であり、戦後最大の難局に直面していると認識しております。本市においても企業の設備投資の減退や、雇用面では派遣社員の削減計画が打ち出されるなど、経済活動の低下要因があらわれております。今回の不況におきましては、例えば資源の枯渇ですとか大規模な災害、そういったものがあつたわけではなく、市場の専門家も言うておりますように、いわゆる市場の暴走による経済システムの崩壊といった事象があらわれているものと考えております。そのためには、資金供給を含む市場の健全化と社会的なセーフティネットを張ることがまず重要であると考えております。

本市におきましても輸出に依存する製造業が多く、今回は製造業からまず大きな影響を

受けているということで、本市への影響も大きいものと考えております。また、こうした状況が及ぼす心理的な要因による景気の冷え込みも心配されるところであり、国の素早い、かつ適正な対応を期待するとともに、市におきましても国の緊急景気対策等を活用しながら積極的な取り組みを進めていきたいと考えております。

2点目の国の75兆円の対策と本市の具体的な取り組みについてお答えをいたします。国の2次補正予算によりまして、平成20年度一般会計補正予算に現在計上しておりますのが地域活性化・生活対策臨時交付金で、農道舗装事業、道路維持事業、交通安全施設整備事業の合計で6,655万5,000円であります。また、農山村活性化交付金につきましては、農道舗装事業に612万6,000円を充当しております。定額給付金事業につきましては7億8,830万1,000円、子育て応援特別手当交付金についても4,101万7,000円を計上いたしております。さらに、ふるさと雇用再生特別交付事業としては、観光物産プランナーを育成する事業で、野洲の名産品を発掘し販売等のビジネス化する事業の他1事業、また、緊急雇用創出特別対策事業として里山登山道及び自転車道の調査、環境整備をする事業等6事業、合計で延べ30人の採用を計画しているところであり、今後議会にお諮りし、進めさせていただく予定であります。

定額給付金につきましては、先の国会で平成20年度第2次補正予算が可決され、市におきましても本定例会におきまして定額給付金の給付に係る補正予算を上程させていただいているところであり、今後早急かつ円滑な給付が行えるよう準備を進めているところであります。今後のスケジュールにつきましては現段階では4月中旬を目処に申請書類を送付し、4月末から5月にかけて給付を始める予定をしております。このことにつきましては3月15日付の市の広報でお知らせの予告をし、具体的には4月1日の広報においてお示しをさせていただく予定であります。なお、給付方法につきましては、安全性を確保するため口座振替を原則としたいと考えております。

また、定額給付金を支給することにより市内に相当な経済効果が生じ、地域の活性化につながるものと考えております。現在、商工会では他市の事例等も参考にしながら独自の地域経済活性化策の検討をされているところであり、今後は商工会と共に地域活性化策の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2項目めの子育て応援特別手当につきましては、現下の厳しい経済情勢において、多子所帯への子育ての応援として第2子以降の児童に1人当たり3万6,000円を支給するものであります。本市では現在のところ申請書等の様式についてシステム改

修の協議を進めており、想定しておりますスケジュールは4月中旬ごろ発送、5月支給を目処に準備を進めております。

支給対象児数は1,100人程度を見込んでおり、支給対象所帯主あてに案内通知及び申請書を送付いたします。所帯主は申請書に必要事項を記載し、本人確認書類の写し、子ども等の扶養関係書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写しを添付の上、郵送または窓口にて申請していただくことになります。申請後、扶養の有無等を確認した上で指定口座に振り込みます。なお、周知方法として「広報やす」、市ホームページ、各自治会回覧により周知を行うとともに、幼稚園、保育園等において3歳から5歳の子どものお持ちの保護者あてに案内文を配付し、申請期限、これは6カ月でありますけれども、それまでに申請いただくよう可能な限り力を尽くして呼びかけるつもりをしております。

次に、3項目めの妊婦健診の無料化についてお答えをいたします。妊婦健康診査の公費負担拡充への取り組みは、妊婦の健康管理及び経済的負担の軽減を図るため、国の緊急特別対策として平成22年度までの2年2カ月間の期限付きで実施されるものであります。これは妊婦健診の14回のうち5回目まではこれまでどおり地方交付税措置とし、6回目から14回目までの9回分について必要な経費の2分の1を国庫補助、これにつきましては県に造成する基金で措置がされます。そして、残りの2分の1は地方交付税措置とされるものであります。

本市では、この妊婦健診が国の緊急特別対策終了後においても引き続き継続性のある助成制度として運用していくため、妊婦健診費用額を踏まえて医療保険並み、具体的には公費の7割から9割負担といった考え方で公費助成を考えております。このことから、市では現状の1回ごとの検診費用から設定した額の受診券を14枚交付することにより、妊婦健診に係る費用額の70%から80%を公費負担するもので、金額としては6万500円を助成したいと考えております。

続きまして、4項目めの雇用対策についてお答えいたします。先の全員協議会においてもご説明いたしましたように、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出特別対策事業がその後県との協議により事業区分等が変更になりましたので、ご説明をさせていただきます。

ふるさと雇用再生特別交付金事業としては、観光物産資源活用プランナーを育成する事業で、野洲の名産品を発掘し販売等のビジネス化をする事業の他1事業で2人を、また、緊急雇用創出特別対策事業として、里山登山道及び自転車道の調査、環境整備をする事業

など6事業で延べ16人、さらに臨時職員として12人、合計で延べ30人の採用を計画し、今後県の補助内示を受けた後、議会にお諮りをして進めさせていただくつもりをしております。なお、これらの事業につきましては急を要するため、雇用に係る募集等の事務については現在準備を進めているところであります。

次に、5項目めの中小企業の支援についてのご質問にお答えいたします。平成20年10月末から平成21年2月末までセーフティネット資金に係る本市の認定件数は220件ですが、このうち22件は滋賀県セーフティネット資金の利用によるもので、4億6,350万円の利用がありました。残る198件は、全国緊急保障制度に係る融資を受けられている、あるいは借り入れ不能の事業者の方もあると想定されますが、県内で2,455件、約630億円の融資実行のうち、市内事業所の利用状況については県や信用保証協会においても把握がされておられません。

また、これらの制度の利用促進につきましては、野洲商工会、中主商工会にもご協力いただき、相談、指導を進めていただいておりますし、申し込み者本人が窓口に直接来られた場合には、認定書交付後の融資の流れについても説明するよう心がけております。また、認定の対象業種に該当しない事業者等については、市の小口簡易資金や県の原油・原材料高騰緊急対策資金等により対応しております。

今日の不況の中で、経済対策は市民を守る立場からその重要性があることは認識しておりますが、これまで経済対策あるいは雇用対策は県どまりの制度となっておりまして、現在の国の緊急補償融資制度においては市は認定業務をするだけで、実際の融資に係る情報は市には全く知らされないのが現状であります。今後、国、県レベルでの制度的な課題解決が必要であります。市としても可能な限りの取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、6項目めについてお答えをいたします。国の2次補正予算によりまして、平成20年度一般会計補正予算に現在計上しておりますのは、先ほども申し上げました地域活性化・生活対策臨時交付金で、農道舗装事業、道路維持事業、交通安全施設整備事業の合計で6,655万5,000円です。また、農山村活性化交付金につきましては、農道舗装事業に612万6,000円を充当しております。そして、定額給付金事業につきましては7億8,830万1,000円、子育て応援特別手当交付金につきましても4,101万7,000円を計上しております。さらに、ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出特別対策事業につきましては、先にご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、第3点のセーフティネットへの取り組みについてお答えいたします。景気後退により高齢者や障がい者、母子家庭などが厳しい経済環境におかれております。このことから、まず相談への取り組みの充実が必要であると考えており、本年度より消費生活相談員の充実、これにつきましては正職員化であります。それと、発達支援センターの新設による専門職員の配置を行っており、市民生活相談室においてはあらゆる生活課題への総合相談窓口として、解決に向けたアドバイスや、個別課題に対しましては母子家庭には家庭児童相談員が、障がいのある人には障害福祉担当の専門職員が相談支援を図り、課題解決への取り組みを積極的に進めているところであります。

また、福祉医療面では、緊急時に医療受診がいただけるよう野洲病院を核として病診連携を図るとともに、福祉面においては保育料や障害福祉サービス等において低所得層に配慮した取り組みを進めます。

また、地域で安心して暮らせるよう、多重債務など生活課題を抱えておられる所帯に対しては、市民相談ネットワークを全庁的な取り組みとして組織化しており、消費生活相談員を中心に、民生委員や一人親家庭相談員等との連携により課題解決を進めてまいりたいと考えております。

また、生活基盤の安定も大切でありますことから、障がいのある人や母子家庭等に対してはハローワークや働き・暮らし応援センターなどの就労専門機関との連携を密に図り、生活面の不安を解消するとともに、グループホームなどの生活拠点整備への取り組みを進め、地域で自立した生活が営める環境づくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目は、議員ご指摘のとおり、オバマ大統領のグリーン・ニュー・ディール政策を皮切りに、ドイツや中国などにもグリーン・ニュー・ディールが広がりつつあります。そもそも日本における各業種におけるエネルギー消費量は他国よりも低いことから、日本における環境配慮による雇用創出等の経済効果は他国ほどは高くないことには留意する必要があるとは考えております。

今年の1月に環境省が「緑の経済と社会の変革」の作成を提案され、低酸素化に向けた地域の創意工夫をサポートするエコ改造、省エネ家電の普及を図るエコグッズ、エコに取り組む企業への出資を促す仕組みや無利子融資制度を創設するエコファイナンスなどに対して広くアイデアが募集されていることは承知しております。

本市におきましては、環境基本計画に基づき、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に

関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能な社会をつくっていくための各種取り組みを進めているところであり、今後この取り組みを一層強化して行うことが議員ご指摘の緑の社会への構造改革につながるものと考えております。また、具体的な課題といたしましては、今日までの大量生産、大量消費といった環境の負荷に配慮しない経済優先の実体経済のあり方を見直し、再生可能エネルギーや省エネルギー技術及び環境保全型農業などの普及、促進により、環境の負荷の低減に配慮した新たな産業構造への転換を目指していく必要があると考えております。

具体的には、本市ではいち早く新エネルギービジョンを策定するなど、自然エネルギーを活用した太陽光発電の推進に取り組み始めた経緯もありますが、今後はこれの可能性を一層高めるとともに、今後も引き続きその普及啓発を図ってまいりたいと考えております。また、太陽光発電の電力を2倍程度の価格で買い取る制度の導入等により、さまざまな課題はありますが、太陽光発電の導入がさらに促進されるよう期待をしております。

また、将来にツケを残さない持続可能な社会をつくっていくための各種取り組みを進めておりますが、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーや高断熱性給湯機、あるいは断熱効果の高い省エネ住宅の普及促進を図ることで、温室効果ガスの排出抑制を目指すとともに、環境の負荷の低減に寄与できる産業の振興や需要の喚起を図りたいと考えております。さらに、地産地消の取り組みにおきましても、いわゆるフードマイレージを減らすことにより二酸化炭素の削減につながり、ひいては環境と農業が両立する取り組みにも積極的に支援をしていきたいと考えております。

以上、公明党の梶山議員の代表質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 公明党を代表されました梶山議員の教育方針に係ります代表質問にお答えをいたします。

まず、学童保育所と子ども教室の今後のあり方についてであります。安心安全の教育環境と子どもの居場所づくりにつきましては、学童保育所と子ども教室を連携して実施することにより、放課後の児童の居場所を提供しているところであります。このことにより緊急の課題であった学童保育所の待機児童対策を行ったものであり、平成21年度におきましても継続してこの方式で実施する予定です。

なお、施設整備に関しては、71人以上の大規模な施設を抑制していくべきとの国の方針に合わせ、現行施設の質的向上を図るため、平成21年度において市内の大規模施設を

分割して少人数対応となるよう改修工事を行う予定です。

今後のあり方に関しましては、現状における課題を整理しながら、子どもたちの放課後の居場所の確保に向けて、可能な限り当事者である子どもや保護者にとってよりよい方向が定められるよう検討をしまいたいと考えます。

次に、本市の重点教育施策であります特別支援教育の推進につきましては、特別支援教育推進協議会において取り組みの現状や課題について整理し、具体的な取り組み等についての協議をしております。中でも近年増加傾向にあります発達障害等について、より専門的な立場から指導、助言できるよう教職員の研修をはじめ推進体制の整備、充実を図ってまいりました。さらに、今年度新たに発達支援センターの開設、野洲養護学校の開校に伴い、こうした機関との連携を進めているところであります。今後は各学校の現状と課題を踏まえ、さらに充実を図っていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目に、75兆円の対策の中での定額給付金についてでございますが、4月末から皆さんの手元に届くようにということで今取り組まれているようですが、特に経済対策、本当にこの定額給付金の補正予算がおおりるまでに随分とテレビの方でも5,000円の商品券を3,000円で渡すという福井県の池田町ですか、すごく話題になりまして、それぐらいもらえればいいなという。人口も少ないので予算が取れたとは思うのですが、また、1割のプレミアムの商品券を付けたところはかなり多い情報を聞いておりますが、こういった具体策は、この定額給付金の質問を12月にお話しした中で、商工観光課の方の担当者の方にそういった今後のもし補正が通った場合の取り組み等を随時聞いておりましたが、商工会の方に任せているというのか、そういう状況の返答が多かったんですけども。それからにしても、12月、1月、2月、3月、かなり期間が経っているんですけども、市としての、商工会が一番大きな決め手なのかもわかりませんが、活性化に向けてのやはり市としてのある程度こういう方針でいこうというものも決めて関わっていくべきではないかと思うのですね。今、市民の皆さんは、できればそういったプラスアルファのものを付けて使わせていただきたい。そうすると地域で買うけれども、それがなければよそで買うかもわからないという、そういう声も聞くわけですね。せっかく1人1万2,000円から2万円、家族が多いところでは10万円も入るわけですから、もちろ

ん旅行に行かれる方もありますが、その1割でも2割でも全所帯が地域で使っていただけるような方法をやはり市と商工会と一体となって早急に詰めていく必要があるかと思うのですけれども。そういったことができているのかどうか、再度質問させていただきます。

それから、子育て応援特別手当につきましては、昨日もさまざまな声がありましたけれども、これは将来公明党も幼児教育の無償化を訴えている中で、この少子化対策の一環として児童手当の拡充ができたときに5,000円のプラスができなかった方を対象にということで、そのことが平等になるようにということで、今回この一括3万6,000円の支給、これもやはり少子化対策、景気対策の一環として、子育て支援の応援として取り組まれたものでございます。ぜひこの1,100人、1人も漏れることなくしっかりと掌握、もちろん申請制度になってくると思うのですけれども、そういう申請をしなかったからもらえなかったということのないように、きめ細かい取り組みをぜひお願いしたいと思います。

次に、雇用対策について質問させていただきます。先ほど鈴木議員の質問の中でも、たくさんこの対策については答弁がございました。私もこのふるさと雇用再生特別支援事業では2事業、2名の雇用と、全協では9事業16名というふうに聞いておりました、答弁を聞いておりましたら拡大されたようです。

先ほど鈴木議員の質問の答弁の中で、私がトータルで計算しましたら、若干国が出している補助金を今県が預かっているわけですが、市が申請していただける金額でトータル的には4,380万の枠があるのですね。緊急雇用創出事業では枠がありまして、トータルで4,380万。先ほどの鈴木議員の答弁を聞いておりましたら、それから30人にふえているということで、3,164万円を使っていくということで、その差額ですね。

1,216万あるのですけれども、この超緊縮予算の中で頑張っている中で、やはり国からおける100%のこのいただける交付金についてはしっかりと使いこなして雇用対策につなげていただきたいと思うのですが、この残りの1,216万円について今後どのように考えておられるのか、再度質問させていただきます。

次に、中小企業支援対策についてでございますが、220件、10月31日にスタートしてから申し込みがあったということで、220件認定されて、22件だけ確認されているということですね。1割。あとの198件は全国緊急保証制度に係る融資を受けておられると思うけれども、わからないという現状ですね。こちら辺が非常に大きな問題があると私は思います。

それともう一つ、市は認定業務をするだけで、実際の融資に関わる情報は市には全く知

らされていないのが現状であると。国、県レベルでの制度的課題があると認識しているという。このままでとどまっているということに対して、中小企業の皆さんの実態を余り担当課では把握されていないのではないかというふうに思います。

私は10月31日、この緊急保証制度がスタートいたしましてから、すぐに中小企業を訪問いたしました。パンフレットをお渡しし、また商工観光課から出ております申込書も手元に置きながら、本当に困っている方はすぐに申し込みに行ってくださいということでお渡ししました。それはありがたいということで、全くこういう制度をご存知なかったのも、早速申し込みに行っていただきました。認定はいただけたんですけども、その後なかなか銀行が融資してくれない。保証協会もちょっと待ったがかかった。そこでまた相談していく中で、次々とアドバイスを受けながら取り組まれているんですけども、今日に至ってまだ銀行の融資を受けることができない。私も何回もその後どうですかということで通わせていただきましたけれども、市は認定業務だけで非常に対応が冷たい。本当にもっともっと共感してくれるなりアドバイスしていただくなり、何か差し伸べてほしいけども、うちは認定だけです。これでは担当課の責任が果たせていないのではないかと痛切に感じたわけなんです。

私はこの残る198件が今どのような状態になっているのか、受付でしっかりと記録されておられると思いますので、ぜひご融資を受けられたのかどうなのかということをお願いしたいという思いであります。国、県レベルの課題だとおっしゃっていますけれども、もしこれが課題であれば、また県の方に、国の方に市としてわかるように言うべきではないかというふうに思います。非常に中小企業の皆さんは悩んでおられます。ある方は6,000万の保険を掛けているから、一瞬死も考えたという。オーバーな話かも知れませんが、やはり資金繰りでどうして従業員を守っていったらいいとか、また下請さんに払えないお金をどうしようとか、次の仕事の立て替え金がないからどうしようとかという、そういう声を今、特にこれは建設関係の方ですけれども聞いております。

そんな中で、私はぜひそういった見解をお聞かせいただきたいのと、やはり100年に一度のこういった不景気と言われているときに、国だけを頼りにしていくというのも、やはり市としての施策、確かに先日、県に関わる融資に対しては0.6%の利子補給の予算が組まれておりますけれども、県に申し込み、おられない方については利子補給がないわけで、若干この辺は公平さに欠けるのではないかと。予算にも限度がありますので一律にはい

かないとは思いますが、やはり県で借りれない、国でないと借りれない方については、また利息も高くなって負担もかかってきます。そういったことから、私はこの100年に一度の非常に不景気で仕事もなくて資金繰りが大変だという中小企業はたくさん野洲市にありますけど、こういう方たちのために今、中小企業対策本部を設置して、本当にそこに駆け込めば相談に乗っていただける、私たちのつらさを知っていただける、そういった窓口が今必要ではないかと私は感じます。

これは中小企業の方と大変な中を聞く中で感じたことですが、ぜひそういうことも考える必要があるのではないかと思います。特に中小企業が元気になれば野洲は元気になるというふうに市長もおっしゃっておいりました。やはりそういった中小企業の元気対策をどうすればいいかということ、この窓口の認定業務だけではなくて、実際に中小企業の苦勞に共感し、本当に市が中小企業の皆さんに対して誠意を持って取り組んでいるということを見せていただくことが中小企業の皆さんを元気にすることではないかと思いますので、このことについて見解をお伺いしたいと思います。

それから、緑の産業革命についてですが、特に野洲市は太陽光発電の取り組みをどこよりも先駆けて取り組んでいただいております。私も先日国の予算委員会の説明会にちょっと行かせていただきましたときに、太陽光発電の説明がありました。このパンフレットを見せていただきまして、ここに日本の全戸の屋根に太陽光発電を付けたいということで、そういう時代が来ることを望みますということで説明されておいりましたけれども、今回この国の施策で太陽光発電の補助が、1キロワット7万円の補助金が出ておりますね。これは1月13日から3月31日までの申し込みになっております。期限が今月いっぱいなんですけれども、大津の方で申し込みするようになっております。

また、国は先ほど説明がありましたように、2倍でその創出量を買収するというのも考えております。そういった中、野洲市では1キロワット当たり5,000円の補助が今出ておりますね。上限2万5,000円。これについてある建設業の方から、これから建てる家はすべて太陽光発電セットで付けていきたい。それを推進しているんだけど、野洲市においてこの1キロ当たり5,000円というのは余りにも補助額が少な過ぎて、もう少し高くしていただければ付けやすいという。これから国の補助もありますので、それを使えばいいと思うのですが、台数も限られていますので、そういう面からいくと、もう少し1キロワット当たりの補助率を上げてもいいのではないかと、思うので、もう少し1キロワット当たりの補助率を上げてもいいのではないかと、思うので、すけども、この辺の考えはないのかどうか、1点お伺いいたします。

それと、もう一つ、今現在、幼稚園や保育園や図書館や公共施設、学校に太陽光パネルが付けてありますが、今後学校の耐震化がされていきますけれども、そのときに付いてない小学校等設置していくべきだと思うのですけれども、そういう計画があるのかどうか、その辺もお伺いいたします。

そして、もう一つ、先ほど少し触れましたけど、9月議会で質問させていただいたグリーンカーテン、エコ・アクション・ポイント事業については全く触れられていなかったのですけれども、考えがあるのかどうかお伺いさせていただきます。

それから、教育方針についてでございますが、特に特別支援のことについて質問をさせていただきましたのは、特別支援を持つ保護者の方からさまざまな意見や相談を受けております。特に最近、野洲は野洲養護学校もできましたし、また発達支援センターもスタートいたしまして、かなり県下の中でも注目をいただくようになりました。大津の方から引っ越しを守山方面に考えているのだけれども、どちらにしようかと考えていますということで相談がありまして、ぜひ野洲へということでお勧めしたのですけれども、実際に学校や発達支援センターを視察をしていただいて教育委員会の担当者の方とやっぱり野洲は安心できるから野洲に住むわということで、今2名の方が引っ越ししてみえました。

そういう点は本当にいい方向にいつていると思うのですけれども、今、F i n e P e a c e というグループが教育長のところにも挨拶に行かれたと思うのですけれども、非常にそういった同じ悩みを持つ保護者の皆さんが横の連携で、発達障害もさまざまなんですけれども、来る人は拒まないということで自分たちが立ち上げて、本当に何でも言い合える、恥ずかしくないという、そういうところで、本当にいい状態で進んでおります。そういったグループをぜひ私は大事にさせていただいて、きめ細かな相談に乗ってあげていただきたいと思います。そこに参加できない特別支援を持つ保護者の方はまだたくさんおられるのですね。そういうところに行く方は明るいのですけれども、そこにも行けない方は、お母さんもお父さんも、また子どもさんも家の中に引きこもって、暗い人生、暗い毎日を送っておられます。そういった方の掘り起こしも、発達支援センター、学校、連携をとりながら、しっかりときめ細かな、若干弱者と言われる方の教育、知能の分でもやっぱり少し遅れるというふうに聞いておりますので、そういったところに十分手を差し伸べる教育であっていただきたいと思います。教育長のこれから保護者の意見等をどんどん聞いてほしいのですけれども、そういった取り組みの考えがあるのかどうか、再度お伺いさせていただきます。

もう一つ、最後に、今回国が1, 500万の予算を付けて、国連が制定した世界自閉症

啓発デーを4月2日ということで、全市に周知して発達障害に関する正しい知識をみんな
で共有していこうという、そういう運動をしていくんだということで今回予算が立てられ
ておりますが、これについてどのように考えをお持ちなのかお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の再質問にお答えいたします。全般的なことを私からお
答えしまして、具体的な部分につきましては担当部長の方から改めてお答えさせていただきます。

まず、定額給付金が市内に回って消費拡大につながるということについてお答えをさせ
ていただきます。これについては市の方も早い段階から何らかの方策でできるだけ地域で
消費が進むようにということを考えておまして、商工会にもいろんな提案をしておしま
した。ただ、やはり一番矢面に立って動いていただくのは商工会ですから、そういう意味
で、提案をしつつ、商工会の自発的な動きを待っていたところでもあります。現在、商工
会の方も幾つかのアイデアを出していただいています。なかなか奇策はないわけで、今、議
員がご提案されたようなプレミアム付きの券ですとか、そういったものになると思いますが、
少しひねりを加えた案を今検討いただいておりますので、ある程度具体化した段階で速や
かにまたご説明をさせていただきたいというふう考えております。

それと、子育ての支援につきましては、ご指摘いただいているように公平性、そしてか
ら正確さをモットーとして、きちっと対象の方に行き渡るようにしたいと考えております。

それと、ふるさと再生と中小企業対策につきましては、具体的にまた部長の方からお答え
いたしますけれども、やはり市にとって中小企業というのは大事な産業分野でありますか
ら、単に制度的な制約もあるからといって冷たい対応に終わらないように、温かくかつき
め細かな対応をしていきたいと思っています。これにあたりましてやはり商工会との連
携が必要だと思っておりますので、商工会にも専門職員がおまして、市も支援をしてお
るということもありますので、商工会と連携を密にしながら総合的に対応していきたいと
いうふうに思っております。

それと、太陽光の補助金につきましては、ご指摘のように現行1キロワット5,000
円なんですけど、国の方が時限的ではありますけど、今ご指摘のように7万円余りを付ける
ということで、そもそも国の方がかつては大きな補助を持っておりましたけども、施設費
が安くなったということで、補助が必要でなくなったということで切りました。これが現

在反省されていますように、国際的にかつて日本が一番であったのに今ドイツに抜かれたとか、そういったことの反省に立って新たに今度は国が補助制度を出してきましたので、そういった中で今いきなり市のをあげた方がいいのかどうか、そういうこともあります。むしろ太陽光だけじゃなしに、やはり全体的な住宅環境の良好な形を促進される中で太陽光も位置付けていった方がいいのではないかと考えておりますので、これについては先にもご答弁申し上げましたけれども、環境対応型の住宅促進のような形で補助なりあるいは支援なりをしていきたいというふうに考えております。

それと、あと、緑のカーテン等につきましても具体的には部長の方からご答弁をさせていただきます。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの梶山議員の再質問について、特別支援教育についてお答えをさせていただきます。

特別支援教育の保護者の皆さんの意見を聞いたり、一人ひとりのきめ細かな支援をということでございますが、私はいろんな保護者の皆さん、あるいはいろんな方からいろんな意見を聞きながら共にやっぱり考えていくという。行政、教育委員会と、そして保護者、地域の皆さんといろんなことについてお話をし合いながら共に知恵を出し合ってどうした方がいいかという、そういうふうな進め方をしたいというふうに基本的には考えておりますし、さっきも出てまいりましたように発達支援センターの機能が随分と充実して活動を今年度もされていますし、学校やあるいは他のいろんなところ、就学前の教育等とも連携をしながら一人ひとりのきめ細かな支援をしていきたい、そんなふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 梶山議員の学校施設等の太陽光発電装置の設置につきましてお答えをいたします。

現在、野洲小学校ではPFIでの改築を実施しておりますし、また、祇王小学校では平成18年の耐震改修工事に合わせまして設置をいたしております。今後でございますけれども、野洲中学校におきまして改築工事に合わせまして設置する方向で現在補助メニュー等を検討いたしております。それと、その他の耐震補強が必要な施設につきましても、今、国やNEDOの補助メニューもたくさんございますし、かなり手厚くもなっておりますの

で、可能な範囲でその補助金を活用しまして太陽光発電装置の設置を検討していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 申しわけございません。もう一つ回答を忘れておりました。世界自閉症啓発デーの件でございますが、今、市としましては特に具体的な事柄は考えておりませんが、こういったいろいろな啓発活動につきましては学校等には周知をするというようなことは従来からしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の再質問についてお答えをさせていただきます。市長の方が答弁していただいた分でございますので、それ以外につきましてはご答弁申し上げたいと思います。

まず、雇用対策の関係でございます。市がふるさと雇用あるいは緊急雇用で考えておりますのに、若干県の枠と差違があるというふうなことでご質問もいただきました。確かにそうございまして、これにつきましては十分庁内でも議論をいたしまして、何が取り組めるかということから議論をいたしまして、それぞれ各所属に照会もして今まで取り組んできたわけでございますが、それぞれのこの事業につきましても一定の制約もございますので、今やっている事業を財源充当するというだけではだめでございますので、そういう制約から県の枠配分と差違が出ております。県の枠配分につきましては人口規模等で配分をされたものでございまして、そういう差違が出ました。

枠配分につきましては、ふるさと雇用で1,990万、そして緊急対策で2,390万、計4,380万でございます。それに係ります野洲市の計画では、ふるさと雇用で813万9,000円、緊急雇用で2,350万4,000円ということで、合計3,164万3,000円ということで、差額につきましてはそれぞれ、ふるさとで1,176万1,000円マイナス、そして緊急雇用では39万6,000円ということでございます。ふるさと雇用におきましてかなりの差がございます。これにつきましても先ほど言いましたようにそういう制約もございます。ただ、今後もうちょっと県と詰めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

活性化の取り組みにつきましては、市長が先ほど答弁いただきました商工会の方で今鋭

意やっただいてという状況でございます。

それと、経済対策におきますセーフティネット資金の関係でございますが、22件はわかっておりまして、あとはわからないと。22件は県のセーフティネット資金、これにつきましては県の情報でわかっておりまして、先ほど市長の方からお答えしましたように4億6,350万の利用があったということで申し上げたところですが、残りの198件につきましては、これは全国の方へ回られたということにはなると思うのですが、ただ、全国になりますと、全国の金融機関どこでも借りれるというようなこともございますし、実際まだ借入れにまで至っていないという状況もございます。そういうことで、県あるいは信用保証協会においても把握はされておらないというようなこともございます。先ほど市長の答弁がありましたとおり制度上の問題等もございますが、当然認定したものを市がわからないというのちょっとおかしな話でもございますので、これは本当に課題だというふうに認識しておりますし、このことにつきましてはもちろん追跡をできる範囲でできればというふうに考えております。

それと、太陽光発電の関係でございますが、先ほど教育委員会の方でお答えさせていただきました野洲中でそういう設置計画をということでございますが、既に公共施設につきましては、ご承知どおり市役所の西別館をはじめとしまして15施設に設置をしております。現在260キロワットの発電能力を有しております。個人住宅につきましても、今、大体1,000キロを超えるような発電能力をそれぞれ設置をいただいているという現状でございます。ただ、しかし、先ほど市長も答弁しましたように、今、5,000円あるいは2万5,000円と上限というようなこともございます。そして、国も新たに7万円ということも設けておりますので、市といたしましてはもう少し条件を変えていく必要もあるのではないかと。もう少し省エネ住宅とか、そこまで配慮された太陽光発電といいますか、ものについて今後補助金をシフトしていくのがいいのではないのかというようにも新年度の検討ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、緑のカーテン、昨年の9月議会でご質問いただきました件でございますが、緑のカーテンについてはやはり室内温度を下げるという有効な手段の1つでもございますので、特に予算というのははっきり言って新年度には上げておりませんが、環境基本計画の普及事業費の中で、まず昨年お答えしましたように公共施設から取り組むということで、環境経済部が向こうにおりますので、まずは分庁舎で取り組むのと、そして小学校1校どこかで取り組んでいただくということで実施をしてまいりたいと思います。その方法につ

いては、まずよく言われますゴーヤの栽培ですか、そういうことで手がけてはどうかなどというふうなことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 公明党を代表されました梶山議員の再質問にお答えを申し上げます。

環境省のモデル事業でありますエコ・アクション・ポイント事業を平成21年度で取り組みしていく考えはあるかと、こういったご質問かと存じます。まず、現在ですが、平成18年度から3カ年の取り組みとして進めてまいりました楽²エコトライについて、現在本年度に取り組んでいただきました自治会、団体、企業、事業所からそれぞれ取り組み結果を報告していただきまして、これの集計作業を行っております。集計後、新年度に入りますが、3カ年の実績を点検評価していく予定をしております。その上で環境と経済の両立を基本とした社会システムを構築していく必要があると、このように考えております。

昨年の9月議会でご提案をいただきました、他の市で地域経済の活性化と地球温暖化防止対策という観点からエコ・アクション・ポイント事業に取り組んでおられる事例をご紹介いただきました。これにつきましては省エネ行動、省エネ商品の購入、サービスの購入や利用に伴いましてポイントがたまって、そのポイントを商品購入などに活用できるエコポイントを付与して、その獲得したエコポイントの価値を還元するシステムと、このように掌握しております。このシステムにつきましても一定若干課題がございますので、野洲市独自の地球温暖化防止対策に実効性のある仕組みとして、現行制度の地域通貨「すまいる」との連動など、さらに今後練り上げていく必要があると、このように考えております。そうした点では、ご提案いただきましたエコ・アクション・ポイント事業は、CO₂の削減と商業活性化とを両立する事業に有効な仕組みだと思っております。今後とも先進、あるいは他市の取り組み事例などご紹介、ご提案いただければと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） さまざまな答弁をいただきまして、ぜひ今の答弁の内容はしっかりと結果が出るように取り組んでいただきたいと思います。

先ほど中小企業の支援策で、部長の方から確認できないということで、課題、それではいけないというふうに思ってたんですけれども、この残りの198人の方、直接伺

うことはできると思うのですね。その後どうですかという。うまくいっているのかどうか、やっぱりそういうことも聞いてほしいというふうに、本当に困っている方は孤独な毎日を送っておられます。資金繰りが大変で、どこにも相談に行けないという。そこを一声、声をかけてあげられると、また勇気を出して頑張ろうという気持ちになられるのじゃないか。そういう役割も市の担当部課ではあるのではないかというふうに感じますので、本当に元気を、精神的にも、資金繰りの援助はできなくても、直接はできないですよ。けれども声をかけることは幾らでもできると思いますので、そういったことも手分けしながらでもいいと思いますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。それが市民の安心にもつながると思います。その裏には家族もありますので、企業だけじゃなくて家族も大変な思いをしていますので、そういう手も差し伸べていただきたいと思います。

それと、中小企業対策本部室の設置ですね。この100年に一度の不景気という状況で大変に資金繰りに困っていらっしゃる方を救うために、そういう場所があるというだけで中小企業を応援してくれているという、そういうことにもなってくると思うのですね。そういうことは考えられないかどうか、再度この答弁をいただきたいと思います。

特別支援の教育の方ですけれども、やはり特別支援を持たれる保護者の方は、こういった子どもたちが、自分の我が子が特別支援を必要とする子どもだから、そういった方たちの輪が広がって、また出会えない方にも出会えて、それを苦にすることなく前向きに取り組んでおります。そのことが本当に自分にとってプラスになっておりますという声を聞かせていただいたときに、本当にすごいな、見習っていかなければいけないなと思いました。

その方がおっしゃっていたのは、そういう特別支援を必要とする子どもたちも普通の健常者と全く変わらないのだ、特別扱いではなくて普通に扱ってほしいと。学校も地域も至るところで普通に関わっていただけるように、そして、そういった発達障害児と言われる児童・生徒が本当に当たり前に関わっていただけるような、そういった特別支援というのがどういうことなのか、特別支援教育はどのようなふうに行っているのか、特別支援を必要とする子どもたちに私たち野洲市民の地域や様々な方たちがどのように関わっていけばいいのか、もっともっと私たちのことをアピールしてほしいという声がありました。そういう面では今回のこの4月2日の自閉症の啓発デーとかもやはり広報とか、こういうことを行って国が取り組んでいる、そういうことでお互いに啓発し合っていこうというアピールをどんどんしていただきたいというふうに思います。要望しておきますので、ぜひよろしくをお願いします。

最後に、市長にお願いしたいと思います。今回の21年度の編成予算は非常に厳しい、市長初めての予算の中で、こういった不景気の中での緊縮予算、大変にご苦労されたと思います。そんな中で削減するところはしっかりと削減し、また、大事な教育面、福祉面においては極力充当していけるようにと努力して下さった内容がよく伺えますので、私は評価したいと思っております。そういう意味で、皆も、野洲市民もそういう非常に厳しい状況の中の予算だということをご存知ですので、非常に期待感もあるわけですが、この1年、本当に野洲市民の期待に応えられるようにしっかりとリーダーシップをとっていただきながら、市民に喜んでいただけるように頑張ってくださいと思いますので、どうかよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず、経済対策についてのセーフティネット資金の関係で、先ほどもなかなか把握が難しいということでお答えをいたしました。やはり当然心配されている多くの事業者の方もおいでだということは当然わかるのですが、ただ、その声のかけ方についてもなかなかプライバシーの問題も考えられるということも思います。このことにつきましては、実は12月から商工会、あるいは金融関係、あるいは工業会、そして環境経済部の担当者が集まりまして、経済雇用対策連絡会というのを設けておりまして、一度その部分で検討も、どういうふうにするのか、金融機関にもお願いできるのか、あるいは商工会の支援も得られるのか、そこらも協議しましていい方策を見出してはどうかなというふうに思っております。それはひいては先ほど質問にございましたように、対策本部の設置と申しますか、もうちょっと庁内の関係課も含めてそういう本部の設置の意義と申しますか、そこらについても経済雇用対策連絡会の中で踏み込んだ議論をしてはどうかなというふうに思っておりますので、そのような対応をしていきたいというふうに思っております。

この連絡会につきましては年明けも一度開いておりますが、まだ2回なんですけれど、このいろんな状況を勘案しながら開いてもございますので、まだ2回しか開けてないんですけど、その連絡会も有効に活用しまして、必要があれば対策本部の設置ということに至っていくのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 以上で代表質問は終結いたしました。

本日の日程はすべて終了いたします。

なお、念のため申し上げます。明 1 2 日は午前 9 時から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午後 2 時 1 3 分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年3月11日

野洲市議会議長 河野 司

署 名 議 員 矢 野 隆 行

署 名 議 員 梶 山 幾 世